

内閣委員會議録 第十七号

昭和二十六年五月二十七日(日曜日)
午後二時三十分開議

出席委員

委員長代理 理事 江花 靜君

理事 青木 正君 理事 坂田 英一君

理事 鈴木 義男君

今村 忠助君 宇野秀次郎君

岡延右二門君 佐々木秀世君

田中 元君 玉置 信一君

吉米地英俊君 中川 俊思君

橋本 龍伍君 松田 鐵藏君

松本 善壽君 山口喜久一郎君

松岡 駒吉君 池田 峯雄君

小平 忠君

出席國務大臣

國務大臣 増田甲子七君

出席政府委員

總理府事務官(北海道開発庁次長) 岡田 包義君

委員外の出席者

議員 井上 良二君

議員 岡田 春夫君

議員 門司 亮君

專門員 龜計川 浩君

專門員 小關 紹夫君

五月二十七日

委員大内一郎君、山口六郎次君、田中萬逸君、平澤長吉君、井上知治君、鈴木明良君、本多市郎君及び坂田英一君等任につき、その補欠として吉米地英俊君、佐々木秀世君、岡延右二門君、今村忠助君、宇野秀次郎君、田中元君、中川俊思君及び松田鐵藏君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した事件
連合審査會開會に關する件
北海道開發法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八〇号)

○江花委員長代理 これより會議を開きます。

本日は委員長所用のため理事の私が委員長職務を行います。

本日は北海道開發法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際お諮りいたします。本案に關して地方行政委員會及び大蔵委員會より連合審査會を開きたい旨の申出がありますが、会期が明日で終了される趣であります。閣下上、連合審査會は開かないことに賛成の方の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○江花委員長代理 起立多数。よつて連合審査會は開かないことに決しました。

それではこれより昨日に引続き質疑を続行いたします。小平忠君。

○小平(忠)委員 私は昨日に引続きまして増田建設大臣並びに政府委員に質問を行いたいと思ひます。

私の昨日の増田建設大臣に対する質問の、今回北海道開發法の一部を改正したとして、直轄事業を国が行いますために、現地機關たる北海道開發局を設置することに關して、北海道民の負担が過重になりはしないかという問題については、きわめて適切な御説明があつたわけですが、関連いたしまして、しからばこのような現地

機構を設置されました場合に、国の予算、すなわち國庫負担が増額しはしないかという問題であります。どういふ点かと申しますと、従来国が任免権を持つ四千人に近い國家公務員を、實際は北海道知事が指揮監督をしてゐる、こういう従来の変則といひますが、これを正常な形に持つて行くのであるという御説明でありましたが、そういったしますと、昨日大臣の提案理由の説明を伺いますと、このことによつて約三千二百名に及びます。國の官吏が従来の知事の指揮監督から離れて、直接それそれ所管大臣が指揮監督をすることになるのであります。そういういたしますと、この現地の建物、あるいは施設等、こゝいつたものは、現在の機構のままでは支障がないのかどうか。やはり北海道は北海道としてのいわゆる公共事業なり、あるいは補助事業、あるいは産業経費によるところの事業等を行います場合に、当然従来使つておた施設等が必要とされる部面があると思ふのであります。これを切り離すことによつて、それらの施設あるいは人員、これらのものについてさらに國庫予算の増額をしなればならない。すでに二十六年年度の予算は國會を通過いたしておるわけでありまして、その場合にこの法案の改正案通りに増額するならば、予算的措置は何らされてないという観点から見まして、やはりこの点が問題になるのであります。この点について大臣の所見をお伺ひしたいと思います。

○増田國務大臣 小平さんのたゞいまの御質問は、きのうもその一部について伺ひました。私もお答えしたわけですが、重ねてお答え申し上げます。今回直轄事業を國の機關において行うことになつたについて、あるいは官庁の營繕關係の建築物、あるいは器具機械等において、特に北海道で新設要求をなさなくてはならない、それが負担の増加になるかどうか、この御質問にお答えを申し上げます。

まず第一に、國の側におきましては、全然新しい負担が増加するということはないのであります。營繕關係の建築物におきまして、まだ公共事業の施行に要する器具機械にいたしましては、特に負担が増加するということはないのであります。新規事業を大いにやることがよつて、事業の拡大強化に伴つて、土木機械を大いに買い込むことになるということは、將來の問題としてはあるかもしれませんが、要するに予算がふえれば事業がふえる。そこで事業施行に要する建築物なり、土木機械が必要となつて来る、これは内地においても、あるいは北海道においても、いやしくも予算の性質上当然であります。が、機構改革に伴つて、國の側において予算がふえることは絶対にございせん。従つてすでに皆さんが議決してくだつたあの予算をもつてして、十分にまかない得るのであります。予算には全然關係しないということを重ねて明言いたしておきます。

それから地方關係であります。地方公共團體たる北海道、自治團體たる北海道で行う各種の事業に要する器具機械等が増加しはせんか、あるいは約二十億ふえるというようなことが、全然根拠のない流説であるということ、きのうも申し上げた次第であります。が、本日重ねて申し上げますが、御承知の通り北海道庁の建築物、あるいはそれらの十勝あるいは根室、釧路各地方にありまして土木現業所の建築物等は國費であります。國の營造物であります。北海道自治團體のものではない。これも実は内地と非常にかわつてゐることであつて、むしろあつてゐる性質にかんがみても、北海道の國の優先機關が直接直轄事業をしていなかつたことは、この四年間はおかしなことだつた。地方自治團體の仕事をするにすぎない。公選知事という切りかえのときに、従来と違つたやり方になるのでありますから、あのときに考え直すべきであつたといふことは、鈴木委員にきのう私が長時間にわたつて、詳細に御説明いたした通りであります。が、要するに國の營造物であります。たとへば長野県庁の建築物は何か、これは長野県という自治團體の建築物であります。しかるに北海道庁の建築物は何か、これは日本の國という國の營造物である。北海道という自治團體のものではないのである。また長野縣のたとへば北安曇郡にある、土木現業所に四散する土木出張所の建築物は、何か、これは長野県という自治團體の建

物である。しかるに帯広の土木現業所という建物は何か、これは日本国の所にかかるといふべきであらう。また、このようにいふことになつてゐる以上は、国が直轄事業であるという理由の方

が、ほとんど百パーセントであるといふことは、私は内閣委員の皆さん、おそれなく良識を持つてゐる皆さんは全然肯定して下さる、こういうふうな確信は従来公共団体である北海道も道庁といふものを持つてゐる。この道庁が国の營造物である、あの赤れんがの建物の中で事務をつてゐるのであります。この国の營造物を、国だけの公務員の使用に供するといふようなことに、今すぐするといふようなことがあれば、これは大問題でありまして、要するに北海道の費用がふえます。そこでわれ／＼はどうするかといふと、他の府県と違ひまして、北海道の道庁の建築物、あるいは現業所の建築物等は、すべて国の營造物であるけれども、自治団体の吏員の諸君がこれを使うことを、手続その他の方法によりまして当分認めて行きたい、しかも無償で使うようにしたい、こう考へております。あるいは機械につきましてもその他の点につきまして、同様の扱いをいたしまして、二十億はおろか、二億も二千万円も二百万円も二十万円も少しもふえないようにしたい。但し北海道という自治団体が、何か特別に公共事業を大いにやりたい、そこで道で予算を新しく計上して、北海道自治事務としての土木事業をしたといふ場合はこれは別でございませう。従来のようなそれ／＼の自治事業としての公共事業、国の事業としての

公共事業を営む場合には、すなわちこの機構の改革によつては何ら人員関係につきましたも、あるいは家屋の関係につきましたも、機械関係につきましたも、特に経費を要しない仕掛でやつて参りたいといふことを、この際明言いたしておきます。

○小平(忠)委員 たいだいまの大臣の答弁で、きつめてその点が明瞭となつたわけでありまして、しかし実際の問題として、この法案がかりに可決になつたといふ場合に、これは結果はわかりませんけれども、そのような場合に私が一番憂へますことは、北海道庁の建物、赤れんがは國費の建物である、国の所有營造物であるといふことは、われ／＼十分承知してゐるわけでありまして、しかしあの建物の中に少くとも相当の國家公務員がいるといふことから、実際にこれを分離されることによつて建物のふんどり合ひとか、あるいはこれは當然のものだから返せといふことになつて、その結果道は急速に新たに營造物を新設しなければならぬといふような問題が、惹起するといふことが絶対ないやうに、その点は国とそれから地方自治体とが、ほんとうに相提携をして円満に北海道の開発が推進されるやうに、この際特に希望いたしておきます。

に對しまして、開発庁が発足早々の關係上、詳細なる計画がまだ立つておらなかつたことはやむを得ないとして、今日北海道道議會なり、あるいは北海道が中心になりまして、学識経験者を網羅して、自治的な北海道総合開発審議会をつくり、その審議会の手によつて北海道開発五箇年計画といふものを立案いたしまして、北海道の開発ををはからなければならぬといふ道民の輿論を結集いたしまして、もはやそれを開発庁に提出されてゐるわけでありまして、その場合に、私は先ほど来たり昨日、増田大臣のきつめて詳細な御説明をいただいたのであります。私が、私は何といつても北海道の開発を強力に推進するといふその前提となるべきものは、國策として國の未開発資源を強力に開発するといふ観点から、やはり確固たる開発計画がなければならぬと思ひます。従つて開発庁は北海道から提案されておられますところの五箇年計画、これについて現在どのような新段階にあるか。もう一点は現に國が経済自立三箇年計画を安本で立てておられますが、この三箇年計画と北海道開発五箇年計画との関連性であります。別個にまさか関連してゐるとは考えませんが、その経済自立三箇年計画の中にどのような形で織り込まれてゐるのか、また今後これをどう推進して行くかといふ問題について大臣の御所見を承りたい。

○増田國務大臣 小平さんの終戦後北海道の日本全体に對して占める地位、あるいは意味に於いて、北海道の総合開発に特に國が力を入れて総合的に大開発を行わなくてはならぬ、そのためにはいづつば総合開発計が獨立さ

れなくてはならぬという御意見のもとに御質問になつた事柄につきましては、私は深く敬意を表します。私と全然意見を御一緒にして下さつてゐるわけでありまして、非常に私がありがたのであります。そこで御承知のこと、開発庁といふものは計画庁である、企画庁である。この企画をするために開発庁は去年皆さんの議決のもとに生れたわけでありまして、北海道総合開発計画を獨立策定すべく、議員諸君が一生懸命勉強をいたしておられます。ただ私どもの方から打立てましたところの総合開発計画といふものは、まだ成案は得ておりません。成案を得べく一生懸命調査をいたしてゐる、こういう状況であります。そこで御承知のごとく本年度は調査費二千五百円いたしまして、この二千五百円をもつては十分といふ方もございまして、まずまずこの程度の調査費を使ひましたならば、相當りつばな調査ができる、こう私も考へてゐる次第であります。

○小平(忠)委員 そういたしますと、國は北海道総合開発五箇年計画を急速に確立して、國の経済自立三箇年計画とも相提携を持たして強力に推進されるという御意思であります。その場合に、私は一番問題になりますのは、従来の慣例から見ますと、地元の見解といふものが、とかく抹殺されがちな点が多いのであります。特に北海道は開道八十年でありまして、あのまつたく未開拓の地域に入つた北海道民が、長い休養と、い／＼苦心をして今日の北海道になつてゐるのであります。が、今回この現地機関が設置されることによつて、一方的に國が独断で北海道の開発をやるのではないかといふ心配を、われ／＼自身も実は持たないわけではないのであります。そういう観

はまだ確信を持つておりません。でありますからこそ、一生懸命調査もいたしておる次第であります。いづれにいたしまして、知事の意見書の中には、昭和二十六年度を第一年度として、北海道の総合開発を大々的に行つてほしいという要求があるわけがございまして、私もその要求の趣旨を大いに尊重いたして参りたい、こう思つておる次第であります。

そこで北海道知事の意見書である北海道総合開発五箇年計画と、政府の先般発表した三箇年計画との関連をいかに、こういう御質問にお答え申し上げます。もとより私どもの先般発表した三箇年計画は、政府の施策の目標として各省協力して努力して参つておる次第であります。あの三箇年計画の一環をなすものである、こういうふうな考へておる次第であります。

点から、やはりこの開発計画に關しましては、北海道民の輿論、北海道民の意思を十分に政府は取入れていたきたいと私は考へております。ただいま大臣の御説明によりまして、一部わかるのでありますが、しからば北海道の道民の輿論を十分に反映する、また意見を参考にする、あるいは尊重するといふお考えがあるならば、どのような形によつてそれをなされようとするのか。われ／＼は、具體的にこうするのだという線がないと納得しかねる。この点について大臣の御意見を承りたい。

○増田國務大臣 先般知事の提出にかゝる意見書は、北海道開発法という法律に基いて出した意見書でありまして、これを十分尊重いたしまして、先般の閣議において了承を得た次第であります。しかしながらあの開発計画というものは、先ほど申し述べました通り、元來内閣部内にある總理府の外局の北海道開発庁において、これを獨立策定する責任、職務がある次第でありまして、われ／＼はわれ／＼が主體的立場において総合開発計画をつくりつつありますが、その際最も尊重すべき意見書として、知事提出にかゝる北海道総合開発計画書を検討いたしております。百パーセント尊重というところまで行きかねるかもしれませんが、――というのには、数字等から見ますと、どちらかといひますと、陳情書を多少科学的に練り直したようなきらいがある場合もあります。というのは、小平さん御承知のごとく、現地におきましても、中央におきましても、ほんとうに北海道を構成する二百七十七市町村それ／＼について総合開発計画を

立て、それが集大成された北海道の総合開発計画というものができ上つておらないのであります。また石炭なら石炭、あるいは林業なら林業、鉄なら鉄、あるいは鉛なら鉛、アルミニウムならアルミニウム、あるいは水銀なら水銀、河川なら河川、道路なら道路、今度はあらゆるものを、そのもの見地から北海道の総合開発計画をつくる。それが集大成されたものと、市町村という地域的な見地から総合計画が、それ／＼でき上つて、それが集大成されたものとまた練り合されたものが、北海道総合開発計画でなくてはならぬ。昭和二十二年にできました北海道開発十箇年計画は、北海大學の教職員諸君はもとより、朝野三、四百名の方々を動員して、今日の貨幣価値で申しますと、六千万円ぐらいの金を使つてでき上つたものであります。今回知事さんの提出されました北海道開発計画書は、私ども一庖見したところではあります。先ほど小平委員にお話した通り、前に苦勞してつくつた十箇年計画が取り入れられておる。もとより、取入れられたことは、私は非常にけつこうなことだと思つておりますが、またあらゆる観点から十分検討したわけでありませんが、各市町村にはそれ／＼陳情等がございますから、その陳情に数字を少し振りかけて、あるいは科学的に多少練つたといふか、われ／＼から見て、もつと勉強したいという点も多々ございます。もとよりわれ／＼の職責でございますから、一生懸命北海道総合開発計画書はつくつております。つくつておる際に、先般知事提出にかゝる総合開発五箇年計画は最大の敬意を払い、尊重をいたして

参るつもりであります。法律に基いて出した意見書でもございまして、特に尊重して参る。これが北海道民の意思を尊重するゆえの第一であると思つております。

その次に、しからばどんな方法で北海道民諸君の意思や希望を尊重するか。もとより北海道会の動向等も、われわれはよく勉強いたしておりますが、十分に尊重して参りたいと思つておる次第であります。今回の北海道機関の改革についても、道会の意向等は、私どもが從來政府という立場で皆様に御説明申し上げては通る通り、從來もそうであつたけれども、終戦後の北海道というものは、特に国の力によつて開発を行わなくてはならぬ、こゝういふ見地に立つておられるようでありまして、機構の改革等も、そういう意味合いにおいて、北海道のためになる機構改革であるならば、国の出方、国会の出方等を見て、北海道会においても善処したい、こゝういふ立場をとつておられるようであります。北海道開発のためにことに賢明な態度であると思つております。それからなお北海道開発審議会がございまして、道會議長、道知事は、法律上當然の構成員であります。なおあれだけの構成員や臨時員等をもつては、まだ足りないといふような御意見であります。ならば、北海道民の意思を代表する道会から、さらに法律上、あるいは臨時委員といつたような形において、国にありまして北海道開発審議会に、それぞれ意見を陳述する有力者に御参加を願うといふようなことも、考慮いたしておる次第であります。

○小平(忠)委員 ただいま北海道開発審議会の問題に大臣は触れられまして、われ／＼常日ごろ考へてゐる点を、的確に御指摘願つたことを非常に感謝するものであります。私の常日ごろ考へておりますことは、北海道開発審議会が設置せられまして、この審議会の意見を十分尊重していただくこと。申しますのは、これはもちろん諮問機関ではあります。やはり重要な問題、基本的な問題に關しては、この審議会の意見を聞く。この構成は、御承知のように開発法第十条に規定されておりますように、衆参両院議員八名と、知事と道議会の議長と、学識経験のある者十名、その中でやはり特に地元の最近の意見を聞きまして、道議會を代表するものは議長一人で十分である。北海道議會は御承知のように定員九十三名でありまして、これは全国でも一、二を争う数を持つておる相当大的な議會であります。そういう見地から一人では少い。少くともこの議會から数名出していただくといふ意見があるものであります。これはわれ／＼機會あるごとに大臣にも申し上げ、また関係省にも申し上げておたわけでありまして、ただいま大臣から率直な意見の開陳がありまして、それを了とするものであります。

引続きましてお伺ひたいことは、そのような形によつて今回かりに現地機關を設置されるということになりまして場合に、その機會に北海道道民の意思というものが、十分に反映される形になつて行くことが考へられるのであります。たゞ／＼この開発機構を現地に設置するという問題が表面に出て参つて来たやうきに、仄聞いたしますと、現地機關の局長に、これは私だけでなく相当多くの人が耳にしておるのであります。某県の某前知事が今度は北海道にこゝういふ機關ができるのだ、その機關の局長があるいは長官に君をもつて行く、だから知事に出るのはやめたまへといふやうな政府の首脳部、あるいは自由党の幹部においてそういう取引がなされた、近くこの法律が決定になつて、この現地機關が設置された場合に、そゝういふ人が行くのだといふやうなことを、われわれ耳にしたのであります。私はこの問題に關しまして、非常に純真な氣持でいろ／＼問題はあろうが、北海道の開発は國策としてもこれはどうして強力に推進せねばならぬといふ、この考へ方、また政府当局の考へ方について、はまことに感謝、敬意を表しておるわけでありまして、しかしそゝういふやうな問題について、北海道の現地に機關を設置して、その最高の責任者たる人に――肩書はどういう肩書であらうとも、北海道の問題について、何ら職見もなければ事情も知らないといふ人を中央から押しつけるといふやうな行き方は、私は絶対に承服し得ない。なぜならばこれはやはり人を云々するのではございませんが、少くともこゝういふ問題については、北海道の事情がよくわかつており、また北海道の開発に理解があり、北海道の道政についても高邁なる識見がある、そゝういふ有識なる有能なる人材を私は起用すべきであると思ふのであります。万々そのやうなことはないと思ふのであります。が、もしそのやうなことがあるとするならば、やはり北海道が植民地的な、あるいは中央集権的な、中央のさしず

によつて一方的に押しつけられるというやうな行き方については、断じて承服し得ないのであります。この点について特に増田建設大臣は、新聞紙の報ずるところによりますと、近く自由党の幹事長になる、こういうお話であります。あわせてこの機会にその点についてお伺いをいたしたいと思ひます。

○増田國務大臣 現地機構につきましてわれ／＼が考へておつたことは、小平委員の御指摘の通り、去年の暮れからでございます。しかしながら知事選挙にあたりまして、いづれ北海道の機構は改革するから、君は知事に出ることをやめたまへというやうなことを言つた事実は全然ないのであります。その何々だからというのではないのであります。あとの方のことはこれは党のことで、どんな話があつたか、そこは存じませんが、いづれ北海道の機構は改革するつもりであるというところは、私は去年から考へておりました。君は知事の選挙に出ることをやめたまへというところは、これは党でよくあることですが、何々だからというところは全然ございせん。お説のごとく開発局というものは、国の総力をあげて終戦後特にやらなければならぬ、終戦前ですら国の機関たる北海道長官がやつておつたのだから、終戦後日本に残された四つの島のうち、開発のことについて特に力を入れなければならぬのは北海道でありますから、これは終戦前というところから考へると、特に国が持つべき機関をつくつて、開発に力を集中する必要があります。そこではお説の通りであります。そこでかかる機関の長たる者はお説のごとく北海道の事柄について精通しておる、高度の学識経験者でなく

てはならぬ、こう考へておる次第であります。開発庁をつくるにあたりまして、次長の選挙に非常に私ども苦心いたしました。幸いに北海道の長官をされた北海道の開發にいつてきわめて熱意を持ち、また高度の学識経験を持つておる岡田君に次長に来てもらつた、こういうやうな意味合いで、私は現地の機関の長についても考へておるといふことを御了承願ひたいと思ひます。

○小平(忠)委員 ただいまの大臣の明確なる答弁によつて私は絶対その点を信じます。もし今後その意に反するやうなことがあつた場合には、また再び国会において私は追究いたしたいと考へるのであります。そこで私は二十八項目にわたつて、いろいろ／＼お伺ひいたしたい点を一応まとめておつたのであります。昨日社会党の鈴木委員から詳細にわたつて質問があり、それに對して大臣の御答弁があり、その内容はきわめて明瞭になりましたので、私はその具體的な問題について質問をいたします。そこでは最も大事な点を二点私はお伺ひいたしたいと思ひるのであります。

その第一点は、今回の直轄事業を行うために、実は現地機関たる北海道開発局を設置するという問題は、昨日から大臣の御答弁によりまして、これはどうも單なる機構いじりをするやうな考へ方と、そうではないのであるという点であります。私は單なる機構いじりというやうな考へえならば、絶対に承服し得ないのであります。なぜならばこれは従来官選知事の時代に行われておつた行き方を、民選知事、あ

るいは公選知事になつたのだから、当然これは本来の姿に、本州、四国、九州並にしなければならなかつたのを、四年間の情性でそのままに來たのだそれをしてどうしてもやはり不都合な点があるから、この機会においてすつきりした形にするのである、こうおつしやいますと、單なる機構いじりになるわけでありまして、私はそのやうな單なる機構いじりでは時節柄この問題については、きわめて賛意を表しにくい点があるものであります。特に私は次の点を御指摘申し上げたいのであります。昨日社会党の鈴木委員が、北海道の開發八十年の経過にかんがみて、その行き方をおこに急遽改めるのは奈辺にあるのか、この点に對して大臣はさうではないのだ、開發八十年の昔に立ち返るうとしておる、こういうお話でありました。この意味といふものは実に含蓄のある言葉だと思ひます。すなわち國が責任を持つて北海道の開發をやるのだ、こういう高邁なる考へえだろ、と思ふのであります。そこでかつて黒田長官が開拓使としてやつておつた当時のあの雄大な構想で、北海道の開發がずつと継続されておつたならば、私はおそらく今日の北海道は本州、四国、九州並の開發ができておつたのではなからうかと思ふのであります。しかるにその後日清、日露の戦役、あるいは第一次欧州大戰、あるいは満州事變、支那事變、今次の太平洋戦争へと、多岐にわたる戦争あるいは事變等によつて、多くの外地を手に入れた、この外地を手に入れたことによつて、日本の視野の眼というものは、北海道の開發が完全に見捨てられて、やれ樺太だ、あるいは朝鮮だ、台湾だ、満州だ

といつて、日本の膨大な人的資源あるいはあらゆる日本の主力といふものが、外地に向けられてしまつたといふやうな観点において、私は北海道は開發の中途いわけの途上において、見捨てられておつたといふことを、振返つて見る必要があると思ふ。このことは特に賢明なる大臣は十分御承知になつておるはずであります。そういうやうな行き方を——今日の日本の現状において、すべての外地を失つた日本は、北海道の開發、特に日本の眠れる未開發資源、日本全体の四八％、半分も占めておる。これを開發することにやつて、当面する日本の食糧問題、人口問題、失業問題を解決するのだ、こういう見地に立つて、國が総力をあげて北海道の開發に重点を注がれるといふことになつたのであります。私は、さういふやうな観点から、今回の北海道の開發は單なる機構いじりではないのだ。昨日も大臣は鈴木委員の質問に對して、次のやうなことを言われておるのであります。私は主管大臣として、北海道の開發については、明年からは數百億の予算が国会において議決されるやうに、諸君たちの健闘を願う、こういうやうなお話があつた。私は大臣が本気で北海道の開發を、そのやうな雄大な構想のもとに、かつて黒田長官が考へられたやうな雄大な構想のもとに、ひとつ始めようと考へる、そういうことならば私は了解できるものであります。この問題が、本案を国会に提案されて議決をするかしないかの、最も重要な分岐点であるといふやうに私は考へておるのであります。この際大臣からこの点について明快なる御所見を承りたいのであります。

○増田國務大臣 御質問は非常に高邁なる御意見を包蔵していらつしやるのであります。御質問の内容は、私は全然同感の意見を表す次第であります。元來北海道がいつに開發されておつたのは、開拓使のおかげであると私は思つております。この開拓使の長官である黒田開拓使長官が心血を注いで、たとへばケブロンといふやうな人や、七十名の外國の技術官を入れて、都市計画をつくり農地計画をつくつた。私は建設大臣として、広島、長崎を初め、全國百十の戦災都市の再建という役目を担当しておられますが、その場合に、いつも模範になるのは札幌の都市計画であり、旭川の都市計画であり、計画ばかりでなく、その計画にのつとめて、都市がいつに建設されておるのであります。かかる計画なりあるいは建設は、いづれのと看になつたのであるが、もとより皆御承知のごとく黒田開拓使長官のときであります。農地計画といふやうなものは、内地にはあまりございせんが、北海道の地図をこらんになるとおわかりの通り、たとへば十勝の地図をこらんになると、十勝全体が著せの目のやうにわかれております。十勝のあの広漠たる開墾平野にも四散すべき高原の上に、これは何か都市計画でもあるのかと、地図をこらんになると不思議がらるやうであります。これも農地の地割がしてあるのであります。農地計画ができておるのであります。しかもかかる農地計画は、黒田開拓使長官がしたのである。明治二十年以前において、雄大な構想のもと

に、りつばな総合開発計画が設定され、着々と北海道は開発されておつたのでありますが、日清戦争以後、御指摘のごとくわれ／＼同胞の眼は、あるいは合衆あるいは樺太あるいは朝鮮あるいは満洲に転がされてしまつた。しかも国策を誤つたために今やお互い非常に苦しんでおる次第であります。外地へ同胞諸君の目が向くと同時に、北海道の開発のテンポというものを、きわめて顕著にのろくなつてしまつたのであります。そこでもとより開発はされておるのであります。その開発の速度はきわめて緩慢になつてしまつて、終戦のときに及んだのである。終戦となりまして、今日吉田外務大臣がダレス特使と非常に折衝されましたが、国民的の強い熱望もございませうけれども、ヤルタ協定も改訂されないようでありまして、従つてソ連が幾ら好意を持つと口を言つても、千島も返つて来なければ、あるいは北洋漁業もどうなるかわからず、あるいは樺太はもう返つて来ないようでありまして、また琉球島あるいは琉球等は信託統治の済んだ後は、これはどうなるかわかりません。大いに希望を持つことはできません。要するに四つの島を開発するというに、われ／＼の行政の主力が注がれるべきであります。そこで内地全体につきましても、北海道につきても特に力を入れる必要があるというのを、われ／＼はかねて考へておりました。内地全体につきましても、国土総合開発法が皆様の議決によつて去年成立いたしました。また北海道については他の三つの島よりも特殊性があるという意味合いにおきまして、国土総合開発法の上へ持つて来

て、さらに北海道開発法というものがつくられて、現に私が開発庁の長官を拝命いたしておる次第であります。私は就任以来一生懸命力を入れておりますが、まだ一年間ばかりでございまして、刮目して見るほどの開発計画なりあるいは開発事業費が投ぜられないことを非常に遺憾といたしますが、しかし本年度の予算も、やはり昨日も鈴木委員に御答弁申し上げましたが、歳入の特色は減税であるし、歳出の特色は八〇％ふえた北海道開発費である、この思つております。すなわち国会議員の皆様が、国家的事業、国民的事業として、北海道には終戦後特段の力を入れられておる証拠でございまして、そこでそういう見地から見ますと、この予算が倍額近くもふえたというふうな見地から見ても、また将来総合開発のために、私はこれをもちつても満足と思つていないことは、鈴木委員に御答弁申し上げた通りであります。この何倍かにしなくてはならぬと思つておりますが、とにかくわれ／＼が大いに力を入れなければならぬという見地から見ても、自治事務をやつてゐる知事というふうな隘路を通じたのでは、とうてい国民的大事業としての北海道の開発は期待いたしたい。ぜひとも皆さん自身が乗り出されて、現に北海道開発も議決されておるのでありますから、国会の皆様意向を現地にのりつばに反映するためにも、国家機関として北海道の開発をする必要がある、こう思つております。昨日も官僚政治というふうな言葉がございしましたが、新憲法下におきましては、国家機関は国会の下に立つものであります。国権の最高機関は国会で

ある。その国会の皆様の下に立つて、それ／＼行政の執行をするのである。これが民主的であることはもとより当然のことです。もとより官吏個人個人はあるいは官僚的な人があるかもしれませんが、しかしとにかく公務員がやつておることが、昔のような国会を離れた官僚政治でないことは、きわめて明瞭であります。現在はいわゆる三権分立といつた、立法府、行政府、司法府がそれぞれ対立したような工場ではないのであります。皆様の下に政府があつて、皆様の意向を受けて忠実に執行をするのが政府である。この政府の事業として北海道の開発をする。これは、国会が北海道の開発をされておることでありまして、すなわち国民が国民的の事業として、北海道の開発をされておる形でございまして、ぜひとも——ことに社会党の皆様におかれましては、鈴木委員はこの方面については学識も経験も高度に所有のお方でございます。元来国家的事業として——民主的の国家でなくてはならぬことはもとよりでございますが、国家的事業として諸般の生産なり、あるいはその他の行政を行うというものを政策として堅持されておる社会党の皆様方は、むしろ自由党のやり方がなまぬるい、もつとしつかりやれというふうな御鞭撻あることを、私は心から良心的に期待をいたしておるということに、この際明言いたす次第でござい

ます。○小澤(忠)委員 きわめて適切な御答弁を願つたわけですが、そこで私はやはり一番問題は、北海道の開発は、ただ現地機関ができただけでは開発はできるものじやないと思うのであります。基本的にはどのような形によつて、国がどれだけの北海道開発の予算を投じ得るのかに私はかかつておると思つております。従来のごとく四十億や五十億程度の予算では、北海道のあの広大な地域、面積からしますと、東北六県と新潟を合せたくらいの面積がある、そういう地域に、これはまったく焼け石に水——言葉は変であります。それとひとしいじやないかと思つております。そのようないかと思つたならば、従来のような変則ではあるが、道知事に一部権限を委譲してやらせるというふうなことも、私は少不都合な点があつても、不可能ではなからうと思つた。ただいま大臣の御答弁によりまして、昨年は固期的な予算の増額をしたのである。さらに明年度の増額をしようという御意見であります。私はそこが一番大事だろつと思つた。北海道総合開発五箇年計画の第一年度は昭和二十七年であります。昭和二十七年の年度の予算の編成は、すでに来月の六月から、政府は各地方から要求をとりまとめてその準備にかかると、政府はまた二十七年の予算編成の根本方針も決定されるだらうと思つた。そういう場合に、いつも予算折衝とか陳情だとかいつて、あの津軽海峡を渡つてわんさ／＼しかけて陳情するといふ問題は、一にかかつて、基本的に北海道開発の考え方が、政府として確立されてないからで、北海道はこうやるのだという態勢が、はつきりときまつておるならば、陳情団が押しかけて来て、わんさ／＼やらなくて済むじやないかと思つた。問題はやはり

り政府が二十七年から本腰を入れてやるのだ。ここで大臣に、じや二十七年は、北海道開発の予算はどれだけ出すかといつて食い下つたところ、おそろく大臣はこれだけ出すのだといふことを現段階においては明言されることは不可能でありましよう。しかし少くともこのくらいの考え方はあるのだ——従来のような行き方は、われ／＼は絶対に御承服し得ない面があるのだ。少くとも大臣が昨日からなされた考え方が申すならば、ある程度の北海道開発の構想、あるいは明二十七年北海道に対する予算を編成される大体的考え方、この問題について大臣の御所見を、この際承つておきたいと思つております。○増田国務大臣 お話の前半の、すなわち北海道知事の意見書であるところの北海道総合開発五箇年計画は、明二十七年から始まるのであります。それから私が開発庁長官として、北海道知事の意見書である北海道総合開発五箇年計画書を、最も尊重しつつ検討しておることも、先ほど申し上げた通りであります。そこで本年度は二千万円の調査費を使いまして——これだけをもつては十分とは申せませんが、北海道総合開発計画をつつぱにつくるつもりで、現に着々勉強いたしております。しかし知事提出にかかる北海道開発五箇年計画の第一年度は明年度でございまして、明年度の予算編成は、六月ごろから準備に着手する次第であります。そういう意味合いから、この七月一日ごろからは、現地機構が整備されていることが必要になつておりますから、政府は取急いでおる次第でござい

それから御質問の後半である明年度は、しからば幾ら予算をとるつもりであるか、またどれくらい心懸えで、北海道開発に付しておるのであるかという御質問にお答えを申し上げます。私もまだ得れば、昨日鈴木委員にもお答え申し上げました通り、数百億の予算をせよと計上いたしたいと思っておりますが、小平さん御承知のごとく、国全体の公共事業のうち、災害費を除きますと、五百七、八十億しかないものであります。その中で北海道が七十五億である。だから、一四〇ばかりに相なつておる次第であります。そこでどうして国全体の公共事業費をふやす、三つの島の開発も等閑に付したいことは御同感くださると思いますが、それよりもさらに北海道の開発が急務でございますから、全体の公共事業費をふやしつつ、また北海道はそのうち占むる割合を、特に増加したい。おそろく百億以上、百数十億ということではないと、どういわれ／＼開発庁の者としては、北海道の開発について、国の総力だとか、国民的事業というからには、どうしても公共事業費のうち十数パーセントはおろか、二十数パーセントも占める、また七十五億はおろか百数十億に必ずするということではないと、がまんができません。昨年の予算の獲得につきまして、北海道の国会議員諸君が総力をあげて、私を鞭撻、協力賜つたことについては、私非常に感激いたしておりますが、本年度におきまして、北海道のために、また全日本のために、北海道選出の国会議員各位の御協力御鞭撻を、ひとえにお願い申し上げます。

○小平(忠)委員　そこで私は昨日の大臣の御答弁より御説明によりまして、北海道開発法の一部を改正しまして、国の直轄事業を行うために、現地機関たる北海道開発局を設置するといふ、その考え方は私は承知いたしましたのであります。その場合は一番問題になります点は、今回地方選挙が終りまして直後に、この改正案を国会に提出して現地機関を置くという問題については、今や北海道はもろろんのこと、中央におきましても、相当いろいろ議論の焦点となつておるのでございまして、これはわれ／＼の見方でありまして、国がこのような日本の現状を十分に把握せられ、北海道の開発を国策として強力に推進しなければならぬというところは、これはもう大臣の御説の通りであります。しかし振り返つてみますと、北海道のこの開発事業については、従来案ではあつたが、官選知事から民選知事に切りかえられまして、四年間、従来の官選時代道政によつてやつて来た、それを選挙直後にこれをやるといふことは、一般の道民の見方が、選挙に負けた腹いせにやる、あるいはこれはどう見ても、選挙のいゆる復讐である、こういう見方があるものであります。それで私はそういうたような問題は非常に枝葉末節であつて、いかに説明しようとも、弁明しようとも、そういう見方はあると思ひますが、私はそういうたような見方よりも、北海道を開発することが、日本の復興と、日本の今議和会議を前にして役立つのであるということが、基本問題であらうと思ひます。そういう大きな、大乗的な見地に立つて、

昨日来大臣はる説明をされましたので、その点は私はわかりました。わかりましたが、今ただちにやらなければならぬか。もう少し現在の機構のままをやつてみて、特に現在二十六年度の予算も可決になつて、事業執行のさ中である。こういうときに、なぜ今やらなければならぬか。これは非常に北海道の地元道民の疑惑を招いておるのであります。私もこの点については、その設置をしなければならぬという意見は、大乗的な見地に立つて十分わかります。わかりませんが、今一般国民なり道民が、疑惑を感じるような段階において、これを行わなければならぬという何か具体的な理由があるのではなからぬか、こう思ふのであります。この点について賢明なる増田大臣の所見をお伺いしたいのであります。

○増田(国務)大臣　実は私一人の経験から申さねばならぬのであります。が、終戦直後北海道長官として赴任いたしました。今日もまだ交通機関は浮遊機雷等で、夜間の交通が禁止されておることは御承知の通りであります。これは浮遊機雷の混乱期でありまして、そこで青森の埠頭において、三日も飯盒で御飯をたいたというときとには、北海道に渡れないというときでございました。北海道へ渡つてみますと、治安その他の関係もよく行つておりませんし、人民管理だとか、人民裁判といふことが横行しておるときでございました。そういうようなときから約一箇年間にわたりますが、北海道の開発は治安から始まつて、生産の面に至るまで国がどうしても力を入れなくてはならぬ。幸ひ私は国の機関たる北海道長官でございましたが、中央政府ともろくに連絡がとれないというやうな状態のときから、やや平和が回復したといふときまで一箇年間にわたりました。ぜひとも北海道には特に力を入れ、実質的の樺太や、台湾や朝鮮を北海道の中へつくり上げなくてはならぬ。北海道にはそれだけの生産力も、また埋蔵資源もあるものであります。これは自治事務だけではどうしていいか。当時私は北海道長官の権限を、もう少し強化してもらいたいといふふうにすら実は考えておりました。そこで道会に諮りまして、今日の貨幣価値で申しまして六千万円ばかりの調査費を計上してもらひまして、北海道総合開発十箇年計画といふものができ上つた次第でございます。これはどうして機構の上にも、予算の上にも移さなければならぬというものが、私の乏しい経験からではございますが、強い信念となつておつたのであります。私も、が中央へ参りまして、実はすぐ吉田内閣も引退しまして、民主、社会両内閣が昭和二十三年十月まで続きまして、再びわれ／＼が政權を担当し、責任を引受けたそのときに、私はどうしてもこれは早くかねてからの信念を具体化しなくてはならぬ、こう思ひまして、昭和二十四年の二月官房長官となるやいなや、ただちに北海道開発審議会というものを閣議決定によつてつくつてもらつたのであります。私は当時から、どうしても国家的機構でなくてはならぬ、こう考えておつたのであります。すなわち北海道開発審議会というものが、国土総合開発審議会というものが、昭和二十四年の四月から併存して政府部内に設けられておつたこと

は、小平さん御承知の通りであります。そこでこれは閣議決定に基くものではございまして、北海道開発審議会は非常に勉強してくださいます。その結論が北海道開発法ということになつて現れたのであります。皆様方が北海道開発法といふものを議決してくださつたのは、去年の三月であります。実はあの法律をつくる際も、現地の機構といふものがもう問題になつております。非常に問題になつて、委員の方々が討議されておるのであります。それで一応はまず中央に北海道開発庁といふものをつくる。それから種種の北海道総合開発計画を策定するために調査をする、企画をする。それからその企画をつくつた場合には、企画の実行について各省大臣を國務大臣たる北海道開発庁長官が推進する、ネジをまわすといふことは、これは法律に書いてあります。まずあの程度でございまして、実はあのときにすでに北海道関係の有識者、北海道を愛していらつしやる方々、その他内地の方々でありまして、これだけでは不十分だといふ声が会議の席上においても、しばしばあつたのであります。私は開発庁長官になることは夢にも知りませんでした。が、官房長官として開発審議会にはしばしば列席いたしました。そのときも強い声がありまして、總督府でなくてはいかぬといふような声すら実はあつたといふことは、小平委員も御記憶だと思ひます。そこで一応あつた形の出発はしたが、いざこれ北海道開発機構を整備補充するものとするといふことは、閣議決定に基く北海道開発審議会の委員の皆さんの共通の御了解であつたのであります。で

ありますから、突如として問題になつたわけでも何でもない。いづれ北海道開発機構はこれをもつては不十分であるから、漸を追うて――漸を追うてというの私は不満足でありましたが、漸を追うて整備拡充するものとする。これが委員皆さん、党派がどの党派でありましても、共通の御認識であつたと思ひます。そこで開発庁ができたとなつたよりは、実はできる前から、北海道開発機構については話があつた。だん／＼それが実を結んで、どうしても現地機構を開発局といふ形をつくる、すなわち性質においては内地並にでもすけれども、内地並の地方建設局、港灣事務所、農地局といふような、ばら／＼開発ではない。結局開発局といふような形で、性質は内地並にする。しかしながら調和ある一体の関係において、総合開発をしないではないという意味において、一つの開発局をつくる、こういう意見にだん／＼まとまつて来たのでございまして、初めから一貫したと少くとも私は考へております。とにかく私は信念において少しも取捨するところはない。昨日鈴木委員にもお答えいたしました通り、水谷政策審議会議長も、黒澤が候補に立つ前に、私が機構改革はするぞというのを宣言しておつたことは認めてくださるし、それから鈴木委員も、きのうさらにこのことを確認してくだつた御質問があつたのであります。すなわち突如として出したわけではない。ただしかしながら準備等に時間がいりましたのと、もう一つは選挙前に――今でも御理解のない方があります。ただ事務的に費用が千万円くらいふえたら困る、

たとい北海道の開発のために、五十億ふえようが、百億ふえようが、どんなに北海道の利益になろうが、さしたる一千万円費用がふえたら困る、こういうたような事務的な反対すらあるのではありません。そこで選挙前はどうかというところで、われ／＼見合つておりまして、選挙直後、すなわち予算執行に支障のないようにできるだけ早く現地機構を整備したいという意味において、本案を提出した次第でございます。私はもう五年來の信念であり、また熱望いたしておる。しかしこれは個人的熱望でも何でもございせん。八千万同胞が生活の安定向上を得るためには、ぜひともこういう機構でやらねばならぬ。本来昭和二十年の暮れにできるべきものであつたのに、まつた五年間、ぼや／＼しておつたといふふうにすら、私は考へておる次第でございます。

○小平(忠)委員 私がお伺ひいたしましたと思つておりました事項は、これで終るわけでありまして。今回の法改正によりまして、現地機構を設置するという問題について、特に私がお尋ねしたかつたことは、このことによつて北海道の道民の負担が過重になりはしないか。またこのことによつて地方自治体の権限が縮小せられ、またその自主性を失うのではないかと。さらに今回の現地機構が、単なる機構いじりではなくて、年來の主張である北海道の開発を、国策として雄大な構想のもとにいよいよ着手をする。すなわち明年度からは、少くとも数百億円の国費を、北海道に投入するのであるという点、そういうような基本的線について大臣の御答弁がありましたので、私は大臣のただいまの御答弁を――時に現在の自由党内閣におきましても、増田大臣は信念の人である、国会において言明されたことは、必ずこれを實現に移す大臣であるという、大臣の人格と、さらに手腕力量というものの十分の期待を待ちまして、私はただいまの大臣の御答弁を信用し、私の考へておりました質問は、これをもつて打ち切りと思ひます。

○江花委員代理 この際お願いを申し上げます。今委員として質疑を申された方が、まだお二方残つておられます。そのほか委員外の発言を求められておられる方が四名ほどある見込みでございます。そこで参議院との関係もあり、大体本日で質疑は打ち切りという意向を持つておりますが、非常に關心の深い問題でありますから、なるべくこういふ方々にも、理事会を開いて、質疑の時間を制限するというような方式はとりたくありませんので、重複するようないふことは質疑も応答も、ともになるべく避けていただきまして、審議の効率化をはかれるように、この際委員長としてお願いを申し上げます。池田雄雄君。

○池田(義)委員 最初に委員長に希望を申し上げておきますが、先ほど地方、大蔵両委員会からの申入れを三対一で否決し、拒否することに決しましたけれども、その理由として委員長は、会期が明日一日しかないからというわけでありました。ところが運営委員会の方では、五日間会期を延長されたところでございまして。そういうわけですから、委員長の方でこの運営委員会の方をお取調べ願ひまして、会期が五日間延長されたのでありますし、明日一日しかないというわけで、合同審査を拒否したのでありますから、この点をもう一ぺん十分各位に語られまして、また与野党内においても十分御相談いただきまして、慎重審議される意味において、両委員会の共同審査の申入れを受諾するよう委員長に希望しておきます。

○鈴木(義)委員 関連して。実はわれわれ社会党の委員は、一時から始まるものであります。しかるに何の放送もない。時間はだん／＼たつて行く。どうも不安であるからということで、使いつかわして見たところが、始まつておる。すでに大蔵審議決も終つておる。こういうことでは非常に困るのである。何ゆゑに放送をされなかつたのであります。その点を確かめたいと思ひます。

○江花委員代理 委員長の手落ちでございましてから、どうぞ。放送は何べんもしたそうでありまして、とにかく委員長が行き届かなかつたことは事実でありますから、まず日ごろの御厚誼に免じて、ひとつこの際お許しを願つておきます。

○鈴木(義)委員 今池田委員からも希望いたしました通り、われ／＼が参加しておれば多数になつたかもしれない。とにかくこれは合同委員会も開いて、公聴会もできるなら開いて、正々堂々とおやうを願ひたい。それほど重大な議案と思つたのであります。その点について慎重に御考慮願ひたい。

○江花委員代理 なるべく御期待に沿うようにいたしますが、この問題は主として参議院に対する審議の期間をお与えするやうな意味で、延長になつたとも見られるのでありますから、参議院の関係では早く送付しなければいけないやうな事情になつておりますので、どうかそういう点も御了承願ひまして、御協力をお願いすることにいたしておきます。

○池田(義)委員 昨日の増田建設大臣の御答弁を承つておりますと、本法の改正は、北海道道民の意向を十分反映させて、そして国会に対する責任のものと、国が直接やるのがほんとうのあり方である。そして八十年來の慣行にもどすのが、むしろ問題なんだという御答弁を聞いておりました。これは増田建設大臣の答弁ではなくて、増田内務大臣の答弁のように思ひました。地方自治といふのは一体どうあるべきものか。まず私は増田内務大臣でない、増田建設大臣にお伺ひしたいと思ひます。

○江花委員代理 池田委員に申し上げます。大臣はそれについてはお答えがないやうでありますから、御質問の角度をかえていただきます。

○池田(義)委員 答弁がないというのは大臣としておかしいと思ひます。たとえばこの地方行政調査委員会が勧告しておるところにこういうのがあります。「地方公共団体の事務と密接な関係を有するものについては、地方行政の円滑なる運営、住民の利便等を考慮し、出先機関を設けないで地方公共団体に委任して行うことが望ましい。」あるいはまた「従来やまやまと国が地方公共団体に對して不当な統制干渉を行う原因となつたことを堅く戒め、これをその本来の機能に引きもどすことを目標としつつ、制度の沿革と実情に應じて整理すべきである」という勧告

をやつております。こういう報告にお
そらく基いたものでしょう。そういうふ
うな説明をやつたように聞いておりま
すが、この前の行政整理は、地方の出
先機関を整理する、それは地方自治の
本来の建前からそうするのだという説
明を政府がやつたと思ひます。一方に
おいてこういう説明をやつておきなが
ら、今度は国がやる方がいいのだとい
うことになりまして、一体政府部内に
おいて地方自治とはかくあるべきであ
るといふ意見の統一があるかどうかと
いうことが疑わしいのであります。か
ら、そういう意味では、地方自治とい
うことをどういふふうに考えているか
を、私は伺いたいと思ひます。

○増田国務大臣 地方自治の本質論
は、ひとつ岡野国務大臣に御質問願
いたいと思ひます。私のお答えする範
疇は、今回の機構改革は、国の事業は
で行い、地方の自治事務は地方の自治
事務は地方機関で行つて、その間なる
べく紛糾しない方がよろしい。こうい
う信念を行政調査員も持つておりま
すから、その行政調査委員の動向に従
つたまでであるということ、昨日も
鈴木委員に私るる御答弁申し上げたこ
とを、御含味願ひたいのであります。

○池田(兼)委員 これは五月二十六日
の夕刊朝日新聞であります。知事会
議におきまして声明書を出してござ
います。「最近政府の施策は中央集権的な
色彩が見られるが、特に開港事業につ
いて政府の出先機関を強化する傾向が
あるのは納得できない。政府は行政の
効率化、合理化を理由に地方自治の実
現を遅らせるような施策を行わないよ
うを要する。」こういうふうな言つて
おりますが、これにつきまして政府

は、どういふ答弁を知事に与えたので
ございませうか。

○増田国務大臣 忙しくてまだ知事会
議に出ておりませんが、知事会議の方
でどういふ意味合いから決議された
か、北海道のことかどうか、私はわか
つておらないのであります。

○池田(兼)委員 自由党の新幹事長に
補せられる方が、知事会議の機構を御
存じないというの、はなはだどうか
と思ひます。政府の今度のやり方は、明
らかに中央集権的な色彩をます。濃
くするものである。だから反対だ、こ
う言つておるのであります。これは中
央集権であるというところはもう確実な
のです。これは昨日の大蔵の答弁に
よつても、中央集権制度をます。強
化するのだ、その方が北海道民にい
いのだ、こう言つておるのであります
けれども、しかしながら地方行政調査
委員会議の勧告では、中央集権をだん
だん緩和して、そうして国の権限を地
方に委譲して行くのが地方自治なん
だ、こう言つておるわけでありませう。

この地方自治のあり方と、それから増
田建設大臣の御答弁の、中央集権を強
化して行く方がいいんだ、ということ
は、はなはだ矛盾しておるのではない
か、こういう考えで質問しておるの
でございませうけれども、御答弁できな
ければつこうでございませう。

○増田国務大臣 新聞をただいまお読
みでございますが、北海道の機構に関
連してかどうかかわらないのでありま
す。私も決議文を読みました。が、抽象
的の文章であるにすぎません。そこは
おそらく解説としてそういうことを書
いてあつたのでありませう。ところが
がそういうところが決議の内容である
ということをおつしやつておられると
思ひます。

それから今傾向から見ますと、むし
ろあべこべな傾向がたつきござい
ます。まず利根川開発あるいは北上川
開発は、国が機関をつくつて大いにや
つてほしい、これはその地方選出の國
會議員が地方民の意向を受けて、切
なる要請をいたしておられます。実
はこちらの当惑しておるくらいでござ
います。すなわちこれらの諸府県の傾向を、さ
らに他府県が学ぼうとするような傾向
があつて、そうなるならば一体どう
しようというので、政府も実は困惑し
ておる。すなわち国の事業で大いに開
港事業をやつてほしいという声、知
事さんをもつて代表されておる府県民
から、非常に起きて来ておるのであり
ます。これについてむしろ池田君に解
説を要求したいくらいでございませう。

○池田(兼)委員 でありますから、政
府の地方行政のあり方、地方自治のあ
り方というものが明確になつておらぬ
ことに對して、私は疑問があるものであ
ります。これを明確にしてほしい。地方
自治とはかくあるべきだ、これが
自由党吉田内閣の政策である、こうい
う明確な見解がほしいのであります。こ
れども、増田国務大臣としては御答弁
できないようございませうから、それ
はまたあとで岡野国務大臣にでも、と
つくりとお伺ひすることにいたしまし
よう。

次に問題は、北海道が非常に重要で
あるということをお強調されてござ
います。四つの島のうちの重点である、そ
ういふふうに説明されておりますが、
なるほどいふ／＼な意味で北海道は重
要でしようが、しかし増田建設大臣が
特に北海道が重要であると強調せられ
る理由につきまして、御所見を承りた
いと思ひます。

○増田国務大臣 このことは、御答弁
申し上げる仕方によつては数日はかか
る。そこで昨日は鈴木委員、また本日
は小平委員から御懇切なる御質問もご
ざいましたので、私といたしまして
も、るる数千の言を使ひまして御回答
申し上げておるつもりであります。池
田君も出席されておりましたから、あ
れで御了解願ひたいと思ひます。

○池田(兼)委員 それでは次に、吉田
内閣が単独議決をやりました場合に、
千島あるいは樺太の領有権は非常に重
大な問題になつて参ります。これは外
務委員会において、どなたが政府委員
の方が答弁したところによりますと、
講和条約に参加しない場合には、千
島の領有権、樺太の領有権、これは当
然日本のものであるという見解が成立
つと云われた。そうすると、ソビエト
がもし、いやこれはヤルタ協定に基
いて、ソビエトの領有権だということ
主張いたしますと、この千島、樺太を
日本のものにすると、この千島、樺太を
ソビエトは認められない、こういう意
見の対立が、場合によりましては軍事
的な対立にまで発展しないとは保障で
きないのであります。そういう場合に、
増田建設大臣として、北海道はど
ういふふうにして行くつもりである

か、そういうことを今から予想してお
られるか、その点をお伺ひいたしま
す。(笑聲)各位は笑つておられますけ
れども、こんなことを考えないでやつ
ているほどばかな政府ではないと、私
は考へておりますから、質問してい
るのございませう。

○江花委員 池田委員に申し上げ
ます。今の御質問は、開発問題とは
少し違ひようないやうな……。

○池田(兼)委員 いや関連しますよ。
○江花委員 閣下は関連はあつてしよ
う。何でも関連のないものはありませ
んから……。どうですか、今の御質問
はちよつと場にそぐわないやうな気が
いたします。

が普通の警備を現在やつておるわけであり、それが今度できますから、これを統合するといふだけのものではない。特別のもの、または特別の機関でいふ／＼やつておるわけであり

○池田(審)委員 特別のものを除くという括弧があります。その括弧には「郵政事業特別会計、電気通信事業特別会計」云々とありまして、ここには終戦処理費、特別調達庁関係、そういうものを除くとは書いてないのではありません。しからばなぜそういうものを除くといふことを入れなかつたのでござい

○増田(審)委員 あなたは法制局のような御質問をなさつていらつしやいます。それは私もそういう立場からお答えいたします。要するに一般法、特別法の関係でして、これを一切排他的にやるわけでもなんでもない。特別調達庁がそれ／＼権限に基いてやるということは、その権限までも事つたわけではございません。

○池田(審)委員 そうなりますと、開発局が警察予備隊の庁舎を建てたり、あるいは特別調達庁から頼まれて州兵の兵舎を建てることもできるわけではございません。

○増田(審)委員 これは民法上の関係に今度なつて来ると思いますが、頼まれて仕事をやる、こういうことではございません。

○池田(審)委員 「国費の支弁に係る建物の営繕」を行ふこと。「こういうふうな法律でできているのでありますから、終戦処理費に出るのも国費でござい

○増田(審)委員 どうもここに法制局がいらないから私がかゝることになつてしまいましたが、要するに国費の支弁に係る建物の営繕は、この開発局のみがやるのである、こう書いてない場合は、こういうこともやるのだといふこと

○池田(審)委員 ちよつとそれとは違ふのでございまして、北海道開発局は州兵の兵舎を建てたり、あるいは警察予備隊の庁舎を建てたりすることはや

○増田(審)委員 ちよつとそれとは違ふのでございまして、北海道開発局は州兵の兵舎を建てたり、あるいは警察予備隊の庁舎を建てたりすることはや

○池田(審)委員 ちよつとそれとは違ふのでございまして、北海道開発局は州兵の兵舎を建てたり、あるいは警察予備隊の庁舎を建てたりすることはや

○池田(審)委員 ちよつとそれとは違ふのでございまして、北海道開発局は州兵の兵舎を建てたり、あるいは警察予備隊の庁舎を建てたりすることはや

○増田(審)委員 ちよつとそれとは違ふのでございまして、北海道開発局は州兵の兵舎を建てたり、あるいは警察予備隊の庁舎を建てたりすることはや

○池田(審)委員 ちよつとそれとは違ふのでございまして、北海道開発局は州兵の兵舎を建てたり、あるいは警察予備隊の庁舎を建てたりすることはや

○増田(審)委員 ちよつとそれとは違ふのでございまして、北海道開発局は州兵の兵舎を建てたり、あるいは警察予備隊の庁舎を建てたりすることはや

○池田(審)委員 ちよつとそれとは違ふのでございまして、北海道開発局は州兵の兵舎を建てたり、あるいは警察予備隊の庁舎を建てたりすることはや

○池田(審)委員 ちよつとそれとは違ふのでございまして、北海道開発局は州兵の兵舎を建てたり、あるいは警察予備隊の庁舎を建てたりすることはや

○増田(審)委員 ちよつとそれとは違ふのでございまして、北海道開発局は州兵の兵舎を建てたり、あるいは警察予備隊の庁舎を建てたりすることはや

○池田(審)委員 ちよつとそれとは違ふのでございまして、北海道開発局は州兵の兵舎を建てたり、あるいは警察予備隊の庁舎を建てたりすることはや

○増田(審)委員 ちよつとそれとは違ふのでございまして、北海道開発局は州兵の兵舎を建てたり、あるいは警察予備隊の庁舎を建てたりすることはや

○池田(審)委員 ちよつとそれとは違ふのでございまして、北海道開発局は州兵の兵舎を建てたり、あるいは警察予備隊の庁舎を建てたりすることはや

○池田(審)委員 ちよつとそれとは違ふのでございまして、北海道開発局は州兵の兵舎を建てたり、あるいは警察予備隊の庁舎を建てたりすることはや

○増田(審)委員 ちよつとそれとは違ふのでございまして、北海道開発局は州兵の兵舎を建てたり、あるいは警察予備隊の庁舎を建てたりすることはや

○池田(審)委員 ちよつとそれとは違ふのでございまして、北海道開発局は州兵の兵舎を建てたり、あるいは警察予備隊の庁舎を建てたりすることはや

○増田(審)委員 ちよつとそれとは違ふのでございまして、北海道開発局は州兵の兵舎を建てたり、あるいは警察予備隊の庁舎を建てたりすることはや

○池田(審)委員 ちよつとそれとは違ふのでございまして、北海道開発局は州兵の兵舎を建てたり、あるいは警察予備隊の庁舎を建てたりすることはや

のこそ自治行政それ自体です。私も、
がやろうというの、ほんとうに北海
道を思ふ愛情から出ているのであつ
て、何十億もかかるような国道の建設
だとか、あるいは横濱港と同じような
小樽港の建設だとか函館港の建設だ
とか、あるいは幾多の六十億もかかる
ようなダム建設だとか、そういうこ
とは北海道税——おそろく道税は三十
億くらいしかないでしようから、それ
をもつてはとうていやり得ないの
です。だからそれとわかれ、が国の行
直轄事業でやるのであつて、それ以上
中へ入つて行つて、私もが地方自治
を侵犯しようという考えはございませ
ん。今御指摘のそれらの問題こそは、
地方行政それ自体であり、地方自治
それ自体である。そこでわれ／＼は、地
方行政を行う上に財源が乏しいから、
財源のことを考慮せよと言われるなら
ば、それは考慮します。あらゆる行政
を国の直轄事業でやるのなら、地方自
治行政も国でやつたらよろしいとい
うのは、池田委員の御説とも思えない暴
論中の暴論であります。

○池田(審)委員 大臣がたいへん失礼
なことを言うので、地方自治の根本問
題について論争しなければならぬとい
うはめに陥つたのであります。これ
はやむを得ない関係であります。
教育文化という問題は、これは
は全額国費をもつてやるべきだ。ある
いはまた保健、衛生、医療制度の確立、
社会保障制度の確立というものは、全
額国費をもつてやるべきだ。政府はそ
ういふ問題はやらぬで、盛んに土木費
をふやす。ではその土木費が何に使わ
れているかといふと、これは明らかに
日本を沈まざる航空母艦にするような
政策じやありませんか。この日本の國
土を極東における共産主義國制臣の一
勢力にし、日本を沈まざる航空母艦に
する。アジア侵略の前進基地にするこ
ういふような、そういう政策に基いてこ
の法案がつくられておられるのだとい
うことは、これはもうはつきりしておるこ
となんです。増田国務大臣は、
教育や保健や衛生や民生保護というよ
うな問題は、地方自治にまかせるのだ
と言われる。地方自治にまかせるのは
けつこうです。金は国で出すべきだ。
しかしその使い方はできるだけ地方自
治体にまかせるといふのが、地方自治
の根本理念でなければならぬと私は
考える。だから先ほどの御質問をした
のであります。大臣の御意見を承つ
て、私はこれで質問を終りたいと思
います。

○増田国務大臣 あなたの御説は、非
常に矛盾だらけで、私も理解に苦し
むのであります。私はこう考えてお
ります。平衡交付金はもとより出して
おりますが、本来地方行政は地方財政
でまかなうべきなんです。その
ためには地方財政を強固にすることを
中央で考えるべきだ。それを國の方に
依存するといふことになれば、それだ
けでも地方自治の主体性は侵害される
のであります。元来平衡交付金という
ものはない方がよい。そのかわり地方
の財政基礎を確立して、國から金をも
らわなくても、主体性のある自治をな
し得るようになければならぬ。行政
政そのものはあくまで自治行政にして
おいてよろしいが、何でもかんでも全
額國庫が持つといふあなたの御意見
は、少くとも地方自治行政それ自身を
理解しておるとは言えないのでありま
す。

○池田(審)委員 そういふことになり
ますと、また／＼発言を求めなければ
ならないのであります。一体平衡交
付金なんという制度をやつております
けれども、しかしこの平衡交付金で、
地方行政が円滑に運営されているかと
いへば、実情はさういふことではない
のであります。あるいはまた地方財源
を十分に地方民に与えたようなことを
言つておりますけれども、この地方財
源なるものは、はなはだ怪しげな取立
てにくい税金であります。地方住民
は、重税に苦しめられておると
いふ状態であります。従つて各地方自
治体の徴税状態を見ても、なかなか
かほかどらぬ、滞納がなか／＼多い。
なぜかといふと、第一番目には全
体として日本の人民大衆の上にのしか
かつておりました、そのために日本人民
が非常に苦しんでおります。たと
えば農地改革をやりましたが、日本の
農民の生活がちつともよくならぬ。な
ぜよくならぬか。こんなばかな話にな
らなければならぬはずであります。こ
れは地主が今まで收穫高の半分を收穫
しておつて、これで土蔵、倉を建てた
のであります。これがなくなつたのだ
から、解放された農民も土蔵、倉が建
たなければならぬはずであります。が、
依然として日本農民は五反農業であ
り、零細農業である。従つて日本の農
業の発展といふものはあり得ない。言
言する者あり。これは農林委員長よく
知つておられる。さういふわけで、日本の
農民といふものは非常に貧乏だ。これ
は地主の收穫以上の收穫を國家機關が
行つて、重い税金をとる、あるいはま
た高い工業生産品を売りつけて、さう
して安い値段でもつて農民から收穫し

てゐる、このためである。ところが北
海道に対してはなお收穫がひどい。こ
れは明治政府ができてからといふもの
は、増田建設大臣は盛んに黒田開拓
使を賞讃しておられるけれども、実は明治
八年以来の北海道行政といふものは植
民地行政なので、北海道農民を搾取し
て来た。内地の搾取より、よりひどい
收穫を北海道民からやつておつたとい
うのが実態なのであります。さうい
うに大きな搾取が、收穫が人民の上
にのしかかつて来ている。これが地方
財政をますます／＼貧窮にしている原因
なのであります。でありますから私も
といたしましては國庫が十分な金を出
して、当然税をとるのだから、この收
入をやめて、さうしていわゆる教育、
文化、医療制度、さういふようなもの
を全部國庫から出すべきである。し
かしその使い方、計画といふものは地
方民の利益の上に立つて計画され、実
行されなければならぬ。北海道の開
発におきまして、やはり北海道の開
発は北海道民の意見に基いて十分にや
らなければならぬ。そのためには道知
事といふものにも、十分な意見の発表
の機会を与えなければならぬ。もつ
ともつと民主的制度をつくりまして、
その民主的な運営に基いて、北海道民
の利益を守るといふことを考えなけれ
ばならぬ。ところが國が責任を持つ
てやつて行くといふ、さういふ國の責
任といふことはさういふことかとい
うと、先ほどから申しておる通りに単
講和の政策、單獨講和の政策とはどう
なのだ。北辺の守りをます／＼固めな
ければならぬ政策、これは増田建設
大臣が、三年後のことはわからないと
おつしやつたけれども、わからない

ばどうかしてゐる。三年後には千島、
樺太の問題が起つて来る。その問題を
起さうといふのが單獨講和の政策、北
海道を軍事的基地で固めなければなら
ないといふ政策が、現在の國の政策、
國として、吉田内閣の政策として当
然これは起つて来る。さういふ北海道
開発であつてはならぬ。あくまでも北
海道民の生活を安定し、向上させるた
めの北海道開発でなければならぬ。そ
れを國がやる、國があくまで推進し
て行くといふことになると、現在の單
獨講和の政策を遂行してゐる國の政策
といふものは、これは軍事的比重が
非常に強くなつて来る。さうして北海
道民の意向を無視するやうな結果にな
つて来るのではないか、私もそれは
この法案から看取いたしますがゆゑ
に、先ほどの質問をしておるので
ございませう。

○江花委員長代理 御答弁をさいます
か。池田委員に申し上げます。建
設大臣は御意見のほどはよく拝聴され
たさうでありまして、御答弁はないそ
うであります。この程度でよろしゅう
ございませう。

○池田(審)委員 岡野国務大臣に質問
したいと思ひます。その時間を与えて
いただきます。質問の権利を留保して私
はやめます。

○江花委員長代理 なるべくさういた
しますが、もし先の方に御都合がある
ときは、議事の進行の都合からいたし
まして、御期待に沿えないかも知れま
せんが、よろしく御了承願ひます。

○池田(審)委員 岡野国務大臣から大
いに地方自治について説明を聞いたら
いいだらう、失礼な言葉だが、講義を

受けたらいいだろう、こういうようなことを言われたのであります。そういう意味でこの法案がなか／＼地方自治の問題と密接不可分の関係を持つておるといふことは、先ほど増田建設大臣は地方自治の問題とこの問題と、どういふ関連があるかということに對して十分な答弁をしておられ、こういうことから考えてみても、この地方自治といふか、關係があるか、これを岡野國務大臣から聞いてみたいと思ふ。委員長は地方行政委員会との合同審査の問題は、いらぬと言つて拒否しておるが、あれは一對三でございまして、実は定足数がないのでありますから無効でございませう。ぜひとも地方行政委員会との合同審査をされまして、岡野國務大臣にも出席してもらひまして、これが地方自治の根本理念とどういふ矛盾があるか、あるいは矛盾がないかといふことを、私は十分にききたい。それが国会議員としての義務ではなからうかと思ひます。私はこの点正式に動議を提出いたします。

○江花委員長代理 池田委員にお答え申し上げますが、あなたの御質疑に答えるには、資本主義と共産主義の問題もここに解決しなければならぬし、地方自治の問題も解決しなければならぬし、講和の問題も解決しなければならぬといふことになりまして、ことに非常に広汎にわたりますし、大体この場合、今の委員会で解決というてはおかしいが、委員会で解決を行うには時間の余裕もありませんし、岡野國務大臣は明日洋行されますから、これも人情問題として御了承願つておきます。鈴木義男君。

○鈴木(義)委員 私は昨日御質問申し上げたのでありますが、問題が非常に重要でありますので、なお御答弁のなかつた点及び不十分な点について二、三の点を補充的に御質問申し上げますのであります。

第一は、建設大臣は、大体地方行政調査委員会の勧告の趣旨に反しない、はつきり言われたかどうか覚えておりませんが、そういうふうな御趣旨にお答えになつたように記憶しておりますが、建設大臣は勧告書を読んでおられるのであらうと思ひますが、勧告書には「国と地方公共団体との間における事務配分の調整は、その事務の性質上当然の処理すべき国の存立のために直接必要な事務を除き、地方公共団体の区域内の事務は、できる限り地方公共団体の事務とし、国は、地方公共団体においては有効に処理できない事務だけを行うこととすべきである。」という大原則を明確に打立てておるのであります。国の事務は国の機関でやるというものは、内地にあつては教府県にまたがるものについてでありまして、北海道のようない道、単一の行政区域をなしております場合に、この地方行政調査委員会の勧告にかんがみまして、その趣旨に沿わない。さらに勧告におきましては、東京都と北海道は一般の基準によりがたうものであるから、この点についての特例は後日勧告するといふことになつております。ゆゑに、北海道につきましては、この調査会議ですらも、特に慎重に北海道の特殊性を考慮してきめるといふことで研究しておるのであります。ことに北海道行政は、開発行政と一般行政が密接不可分の關係にあつて、これを分離して考えることができ

ない特質を持つておるのであります。から、最も合理的な行き方について、慎重な検討を行うこととしまして、今研究をいたしておるということになるのであります。なお去る三月以来定期的にこの地方行政調査委員会と北海道関係者の間に会合を持ちまして、打合せを行い、そして委員會議の委員は、来月の初めに北海道へ参りまして、現地を視察して、来月の末までに結論を出すということになつておるのであります。しかるに政府がそういうことを待たずに、今急いでこの機構改革をおやりになるといふ点について、いま一度はつきりした理由を承つておきたいのであります。ことに地方行政委員会が、北海道の開発行政と一般行政とのからみ合せを最も合理的な方向に考えなければならぬといふことを、真剣に検討いたしておるのであります。建設大臣は勧告の精神に反しないといふふうに仰せられるのであります。その点はむしろ私は自治庁長官あるいは地方行政委員会の委員諸君あるいは議長等に、この御意見を聞きたいと思つておるのであります。

が、しかし国の事務は国の機関でやるということにして、開発行政のようない道、単一の行政区域をなしております場合に、この地方行政調査委員会の勧告にかんがみまして、その趣旨に沿わない。さらに勧告におきましては、東京都と北海道は一般の基準によりがたうものであるから、この点についての特例は後日勧告するといふことになつております。ゆゑに、北海道につきましては、この調査会議ですらも、特に慎重に北海道の特殊性を考慮してきめるといふことで研究しておるのであります。ことに北海道行政は、開発行政と一般行政が密接不可分の關係にあつて、これを分離して考えることができ

ない特質を持つておるのであります。から、最も合理的な行き方について、慎重な検討を行うこととしまして、今研究をいたしておるということになるのであります。なお去る三月以来定期的にこの地方行政調査委員会と北海道関係者の間に会合を持ちまして、打合せを行い、そして委員會議の委員は、来月の初めに北海道へ参りまして、現地を視察して、来月の末までに結論を出すということになつておるのであります。しかるに政府がそういうことを待たずに、今急いでこの機構改革をおやりになるといふ点について、いま一度はつきりした理由を承つておきたいのであります。ことに地方行政委員会が、北海道の開発行政と一般行政とのからみ合せを最も合理的な方向に考えなければならぬといふことを、真剣に検討いたしておるのであります。建設大臣は勧告の精神に反しないといふふうに仰せられるのであります。その点はむしろ私は自治庁長官あるいは地方行政委員会の委員諸君あるいは議長等に、この御意見を聞きたいと思つておるのであります。

北海道を指していることは、だれが見ても間違いないのであります。そういう点に特に全国の知事からも聲明として考慮を求めておるといふことは、軽々に看過すべからざることではないかと思つておられます。どうしても政府が急いでやらなければならぬという理由につきまして、いま一度お伺いをいたしてみたいのであります。

○増田國務大臣 今まで東京都と北海道とを除いた地方行政調査委員會議の勧告書の趣旨は、私もあなたと同じ様に了解をいたしております。すなわち後段のあなたが読まれた地方の能力をもつて、してはとうていなし得ない事業は、国の行政として行うといふことを勧告しておるのであります。北海道の開発といふことについて、終戦後特殊の意味を北海道が持つようになつたことは、鈴木委員も御同感くださると思ひますが、終戦後の特殊事情を除くとして、しばらく終戦前のような状況であるといひました。北海道の力をもつては、すなわち四百三十万の道民の担税力をもつては、北海道の開発は行い得ないのであります。だからこそ内地諸府県に對する直轄事業費よりも、北海道の直轄事業費の方が、はるかに比重が重いのであります。従来国の機関である長官がこれを行つておつたゆゑでございします。内地においては鈴木さんの御承知の通り、地方建設局において国の直轄事業は行つておる。国の農地局において国の直轄土地改良事業は行つておる。国の港灣事務所において国の港灣建設は行つておるのであります。従来は国の機関である北海道庁長官が出先機関としてこれらの直轄事業を行

つており、国費が大部分投下され、内地と違ひまして、ほとんど金額負担のみであります。内地は直轄事業と申しまして、地元の人々が三分の一はたいてい持つております。あるいは二分の一地元負担といふものもございしますが、北海道の直轄事業は、すべてこれ全額国庫負担でありまして、これは先ほど池田君が御指摘の通り、すべて全額国庫負担をしておつた。この金額国庫負担といふものは、先ほどの勧告書の中になし得ない事業である、この文句の中にびつたりと当てはまる次第であります。それからあとの知事會議の結論というお話であります。実は私も出席しようと思つておるときに、たちまち二十五日の午前中に議決されておられて、話も何もなしにうちに議決されておる。ところがあとで知事さんに聞いてみると、内地並にするのか、それならあたりまえではないか、こういうことを社会党の知事さんも言つております。何だ、これはびつくりした。地方自治には關係はないではないか。たとえば九州の福岡県の知事さん、福岡には九州地方建設局がありまして、あの福岡トンネルの直轄事業をやつております。あれは福岡県にやれと言つても無意味な話だ。それは福岡県でやつてください、私もやめますと言つたらたいへんな問題です。そこでそれと同様なことを北海道でやる。またそれは、従来国の行政としてやつておつたことです。このことを法学に精通しておる鈴木さんがおわかりにならなはいはつきりないのであります。国の行政でやつておるから地方事務官、地方技官も健康保険行政や職業安定行政

つており、国費が大部分投下され、内地と違ひまして、ほとんど金額負担のみであります。内地は直轄事業と申しまして、地元の人々が三分の一はたいてい持つております。あるいは二分の一地元負担といふものもございしますが、北海道の直轄事業は、すべてこれ全額国庫負担でありまして、これは先ほど池田君が御指摘の通り、すべて全額国庫負担をしておつた。この金額国庫負担といふものは、先ほどの勧告書の中になし得ない事業である、この文句の中にびつたりと当てはまる次第であります。それからあとの知事會議の結論というお話であります。実は私も出席しようと思つておるときに、たちまち二十五日の午前中に議決されておられて、話も何もなしにうちに議決されておる。ところがあとで知事さんに聞いてみると、内地並にするのか、それならあたりまえではないか、こういうことを社会党の知事さんも言つております。何だ、これはびつくりした。地方自治には關係はないではないか。たとえば九州の福岡県の知事さん、福岡には九州地方建設局がありまして、あの福岡トンネルの直轄事業をやつております。あれは福岡県にやれと言つても無意味な話だ。それは福岡県でやつてください、私もやめますと言つたらたいへんな問題です。そこでそれと同様なことを北海道でやる。またそれは、従来国の行政としてやつておつたことです。このことを法学に精通しておる鈴木さんがおわかりにならなはいはつきりないのであります。国の行政でやつておるから地方事務官、地方技官も健康保険行政や職業安定行政

つており、国費が大部分投下され、内地と違ひまして、ほとんど金額負担のみであります。内地は直轄事業と申しまして、地元の人々が三分の一はたいてい持つております。あるいは二分の一地元負担といふものもございしますが、北海道の直轄事業は、すべてこれ全額国庫負担でありまして、これは先ほど池田君が御指摘の通り、すべて全額国庫負担をしておつた。この金額国庫負担といふものは、先ほどの勧告書の中になし得ない事業である、この文句の中にびつたりと当てはまる次第であります。それからあとの知事會議の結論というお話であります。実は私も出席しようと思つておるときに、たちまち二十五日の午前中に議決されておられて、話も何もなしにうちに議決されておる。ところがあとで知事さんに聞いてみると、内地並にするのか、それならあたりまえではないか、こういうことを社会党の知事さんも言つております。何だ、これはびつくりした。地方自治には關係はないではないか。たとえば九州の福岡県の知事さん、福岡には九州地方建設局がありまして、あの福岡トンネルの直轄事業をやつております。あれは福岡県にやれと言つても無意味な話だ。それは福岡県でやつてください、私もやめますと言つたらたいへんな問題です。そこでそれと同様なことを北海道でやる。またそれは、従来国の行政としてやつておつたことです。このことを法学に精通しておる鈴木さんがおわかりにならなはいはつきりないのであります。国の行政でやつておるから地方事務官、地方技官も健康保険行政や職業安定行政

つており、国費が大部分投下され、内地と違ひまして、ほとんど金額負担のみであります。内地は直轄事業と申しまして、地元の人々が三分の一はたいてい持つております。あるいは二分の一地元負担といふものもございしますが、北海道の直轄事業は、すべてこれ全額国庫負担でありまして、これは先ほど池田君が御指摘の通り、すべて全額国庫負担をしておつた。この金額国庫負担といふものは、先ほどの勧告書の中になし得ない事業である、この文句の中にびつたりと当てはまる次第であります。それからあとの知事會議の結論というお話であります。実は私も出席しようと思つておるときに、たちまち二十五日の午前中に議決されておられて、話も何もなしにうちに議決されておる。ところがあとで知事さんに聞いてみると、内地並にするのか、それならあたりまえではないか、こういうことを社会党の知事さんも言つております。何だ、これはびつくりした。地方自治には關係はないではないか。たとえば九州の福岡県の知事さん、福岡には九州地方建設局がありまして、あの福岡トンネルの直轄事業をやつております。あれは福岡県にやれと言つても無意味な話だ。それは福岡県でやつてください、私もやめますと言つたらたいへんな問題です。そこでそれと同様なことを北海道でやる。またそれは、従来国の行政としてやつておつたことです。このことを法学に精通しておる鈴木さんがおわかりにならなはいはつきりないのであります。国の行政でやつておるから地方事務官、地方技官も健康保険行政や職業安定行政

と同様であります。国の事業としてや
つておる。国の行政なんです。地方行
政でも何でもありません。この点は決して地
方自治法を侵犯するわけではない。ま
た北海道という公共団体に仕事を委任
したわけでも何でもありません。ですから、
ただ公選知事にわれ／＼建設大臣、農
林大臣あるいは運輸大臣が港灣建設
や、国道建設やあるいは直轄土地改良
事業について、国の行政機関である地
方技官、地方事務官も指揮監督します
が、北海道の知事も並列的に指揮監督
しておる。知事に委任さしておらな
いのであります。まづたゞ変態的な現
象なんでありまして。これは大臣もと
より指揮監督をしますが、知事も指揮
監督する。現在その点をはずして国の
行政機関であるのであります。やは
りつばな国の行政機関にして、そう
して飛躍的に開発費を投じようとい
うのであります。行政調査委員会が
東京都と北海道を除いたのは、国で
直接やらならぬ色彩がたたくさんあ
る、他の諸府県とは比べたものになら
ない、こういう見地から除いてあるの
であります。おそらく結論が出ます
という、われ／＼の想像以上に国が
もつと力を入れてやれ、こういう結論
が出ることは賢明なる鈴木委員さん
も、御期待なさつていらつしやると私
は確信します。

でも、公選知事にやらせるところに北
海道の自治の発達があるということ
を、大いに驚いておるわけでありまし
て、そういう学者もあるし、学問的に
そういうふうな考へておる方もあり得
るのであります。建設大臣やわれわれ
が学んだ法律だけが、唯一の法
律ではないというのを御承知おき願
いたいと思ひます。金を出せば何でも
かんでも出したものがやらなければな
らぬということ、資本主義的な考へ
方でありまして。金を出してやるが、ひ
とつ公選知事にやらせてやるという雅
量を持つておる。民主主義国家
の一つのあり方であると思ふのであり
ます。北海道における経費の負担状況
は、国費が八割であり、道費が二割で
あります。自治体としてはきつめて
弱体であり、これに開発行政を担当さ
せることは、建設大臣のお言葉を使う
と自動車が進ぶべきものを、自転車
で引いておるようなもので、開発行政の
重荷を取除かなければならないとい
うに仰せられたのであります。な
るほど北海道の財政能力も決して強固
なものとは言えない。開発事業の経費
を負担する能力は持つておらないので
ありますけれども、一応純道費の総額
は、昭和二十五年度の予算におきまし
て、道費予算総額百七十億円のうち、
七十億圓という巨額に達しておる。
しかもこの開発行政の執行力という
ものは、あえて経費の差からだけ見るべ
きものではないのではないかと。現在北
海道ないし北海道知事は、明治初年以
来開発行政を担当して来た、この北海
道の特徴を要請しておるのであります
て、機構等において他の国会の出先機
関に比し何ら遜色を見ない。いなむし

る事業執行の面からは強力な体制を整
えておるものであります。決して開し
て開発行政担当の任にたえないとい
うような弱体なものではないのでありま
す。ことに開発行政は総合的運営のも
とに遂行されてこそ、その成果が期待
されるものである点からいひまして
も、総合行政の長としての知事がこの
任に当ることが、最も適当であるとい
うことが出来ると思ふのであります
が、その点についていま一度お伺い
いたしたいのであります。

○増田國務大臣 鈴木委員は昨日も御
同様の御質問をなさいましたわけで、
重ねての御質問でありますから重ねて
お答え申し上げます。昨日私は鈴木委
員の御同様の御質問に対してお答えを
いたしました。執行が一人の人でな
ければ総合開発は期待しがたいとい
う御意見には、私は反対でございます。
何でもかんでも一人で行く。戦時中は
よく一元的というやうな言葉がはやり
ましたが、一元的にやつたのではとて
も忙しくてやりきれない。私は総合開
発をする必要は、もとより人一倍認め
ておりますが、その総合開発の特に
どこへ力を入れる必要があるか、もと
より中央で行う行政並びに地方行政を
ひつくる意味におきまして、総合
開発計画書がよりつばにできることが
絶対に必要である。そうしてそれ／＼
の機関が、それ／＼の職域に応じて総
合開発計画書の一部分を執行する。そ
の執行の仕方は総合開発計画に調和あ
る関係において執行しなくてはなら
ない、一元的にやらならぬとするなら
ば、北海道は、郵便事業も、鉄道事業
も、あるいは税關行政も、あるいは国
の税務行政もひとりではやらなければ

を切り離して論ずることは無理であ
る。すなわち開拓の推進によつて自治
体が発達をし、住民多年の経験の上に
立つた積極的協力によつて、開発が促
進され得るものでありますから、こ
の点は北海道に非常な特殊性があると
思ふのであります。いわゆる総合行
政というものは北海道において、これ
からまず／＼助長し発達させて行か
なければならぬものであり、また北海
道に発達すべき特殊の方式でさへある
ではないかというふうに思われるので
あります。ただ民選知事であるから、あ
るいは器が小さいから、仕事が大い
からというこゝでは、民主主義を育て
て行く上において、われ／＼の考へ方
にびつたりしないものがあるものであ
りまして、ことに北海道庁長官が国の行
政官庁としての地位を有した当時
も、一面自治体の首長としての任務を
持つて総合的に行政をやつて来た、そ
の形を今度は民選にしてそのまま移し
ただけ尊重し育成して行きたい、こ
ういう気持ちが私どもの主張なのであ
ります。また昨日のお話にもありました
うに、民選知事が何か事務違反のよう
なことをやつたときには、これはまた
調整する方法があるのであります。ま
たその任にたえざるがごとく知事
は、公選によるのでありますから、
輿論によつて変更されるのでありまし
て、それらの点について何度お伺い
いたしました。あるいは平行線の上を
行くやうなものかもしませんが、政府
もわれ／＼の考へ方に、十分理解を示
していただきたと存するのでありま
す。

それからいま一つ念のために伺ひ

は同僚鈴木君からも指摘されましたが、私どもは過去のことではありませんいたくないけれども、来て一時間以上も待つようなこともしばしば経験しております。きょうは氣をつけていたにもかかわらず、放送があつたというのですけれども、放送を聞いてなくて、実は使いをよこして鈴木さんは初めて知つたのです。私はそのまたあとから知つて、これはたいへんだということで来たようなわけで、来てみれば、わずかに三対一で御決定になつたというので

あるが、従来内閣委員会においては、この種のことは行われていないのである。私どもは、初めから来ていまして、極端よくいつもお待ちしておつたのである。不幸にして用事のある場合には、親切に案内がありまして、出て来たこともあります。そういうことであるに、かてて加えて、共産党の委員のお言ひになるところによりまして、もう会期があつて切れるのであるから、これは連合で審議をやるなんということは、とうてい不可能だという理由に基いて、他の委員会からの合同審議を拒否するということであつたというのであります。そういう理由が明らかになつております限りにおいては、これは十分考へ直してもらわなければならぬ。会期はもう延長されておるのであります。これが一つ。(延長されていない)と呼ぶ者あり)

それから鈴木さんの指摘されましたことに關連があるのでありますが、地方行政委員会においての決定については、増田建設大臣が御判断になることは、結局この委員会においては、増田建設大臣の主観として、われわれはこれを聞いておくだけのことであります。地方行政委員会において決定されている地方自治についての大綱の真精神が、どこにあるかということとは、地方行政の長官、もしくは地方行政委員会の委員長をこの席にお招きして、その意見を聞くことなくして、増田建設大臣の主観によつて、この問題を扱うということとは、私は承服できません。従いまして、さきに申し上げたことと関連いたしまして、これはあくまでも連合審議を必要とすると思へるので、委員長はこの点について十分考へ

えをいただきたい。委員長の所見を聞きたいのであります。

○江花委員長代理 第一段のお話は、遅れたことと通知がなかつたことではありませんが、この点については事務的には手を尽したように承つておりますけれども、いづれにしましても、結果においてそういうふうな、今までになかつたような不首尾があつたとすれば、委員長の手落ちでありますから、その結果について私は陳謝をいたしておきます。

第二段の、定足数の足りないのに、ほかの委員会からの申入れを断つたという理由は、これは会期延長は、御承知の通り、参議院のための会期の延長であり、衆議院としてはこの際上げることが当然であると考えております。但しその、形式といへば形式のことではあります。三名でいかぬから、はつきりさせるということであれば、この際あらためてこの委員会に諮ることにはいたしますが……

○佐々木(秀)委員 委員長が陳謝するとかんとかいふ、そういうおかしなことはしないので、もし異議があるならば、この通り人がいるときに再決定してもいいのです。そんなものを陳謝する必要はない。会期のことは、延長というところは議院運営委員会できまつておりませんから、現在の場合において、閉会を明日だということにはつきりしておるのですから、もし異議がありましたら、再決議もけつこうでござります。

○松岡委員 委員同士で議論することでも欲しませんが、議院運営委員会できまつていないということでありまして、議院全体としては、参議院と打合

せなければならぬことで、手続が崩つていくというだけのことです。議院運営委員会ではきまつていないのではないのであります。この委員会は衆議院の委員会でありまして、衆議院の運営委員会において、会期延長ということを決定した以上……

「まだ決定していない」と呼び、その他発言する者多し

○江花委員長代理 御静粛に願ひます。

○松岡委員 私どもは必ずしも陳謝を要求するものではありません。陳謝を要求するのではないが、これは、数がたくさん出ておられるから、数で決定すればいいというような簡単なものではないと思ふ。先ほど来言うておるような意味合ひにおいて、連合審査をするのが適当であるということ、自由党の諸君も考へて願ひたい。でありますから、ここであらためて採決していただくことは私はたいへんけつこうなことと思ひます。ただ数が出ておるからというふうなことを考へておる通りなんです。さつきから申し上げておる通りなんです。どうぞ連合審査が行われるように、自由党の諸君の御賛成を願ひます。

○江花委員長代理 今佐々木委員からお話がありました。私の陳謝しましたのは、周知の方法において手落ちがあつたならば、結果について私が陳謝をいたしますというものであります。周知をしたと事務的には言つております。

それではこの際お諮りいたします。先ほど地方行政委員会、大蔵委員会と連合審査を開かないことに決したのであります。念のためあらためて再

確認いたしたいと存じます。

地方行政委員会、大蔵委員会と連合審査を開かないことに賛成の諸君の御起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○江花委員長代理 起立多数。よつてさよう決しました。

○江花委員長代理 この際お諮りいたします。議員井上良二君、岡田春夫君、門司亮君より、委員外発言の申出がありますので、この三人の方に限り、二十分以内において委員外の発言を認めるのに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○江花委員長代理 御異議なければさよう決します。井上良二君。

○井上良二君 ただいま提案されております北海道開発法の一部を改正する法律案につきましては、農林委員会におきまして、連合審査を要求することにしたしておりますが、会期が非常に切迫しておりますので、特に委員外発言を求めて、農林関係に關連いたします点について、この際政府の所見を明らかにすることの必要を認めまして、質問を申し上げたいと思ひます。

第一に伺ひたいのは、この法律案によりまして総合開発をいたそうとします場合、建設省関係の公共事業、運輸省関係、農林省関係、これを所管する、こういうことになつておりますが、この各省にわかれております公共事業費のおよそその金額を、この際お知らせ願ひたいと思ひます。

○岡田(包)政府委員 お答え申し上げます。開発局が扱います金額であります。河川事業費十八億、土地改良事

業費五億四千万、開拓事業費七億一千万、道路事業費十四億三千万、港湾事業費三億三千万、大体そんなところでござります。

○井上良二君 それが大體わかりました。この経費の内容を見ておられますと、大田道路、河川、港湾、これが北海道の総合開発の中心経費になつております。私も総合開発自身に反対はいたしませんし、促進し、積極的に行つてもらわなければならぬと思へます。北海道の開発の中心をなすものは、やはり農林水産事業が中心にならなければならぬのじゃないか、もちろん石炭でありますとか、あるいはまた電力の開発というものも、当然行わなければならぬが、それは北海道の農林水産事業の開発というものに結びつけてやるべきものではないか、終戦以来北海道開発に政府は相当多額の資金を投じて、農林水産関係の開発をやつておりますけれども、まだ十分にその目的を達していません。特に農業関係におきまして、開拓予定面積が八十万町歩でございますが、そのうちのわずかに二割にしかなつていないのです。さらにまた土地改良にいたしましても、あるいは灌漑排水等の事業にいたしましても、地元要求のわずかしかなかった完成されておられません。そういう点を考へますと、かくのごとき予算の配分によつて、われわれがこの開発局のできた後を考へたときに、これは建設当局の実は大きな出店をつくるような形になつて、ほんとうの北海道民が要求しております北海道開発とは、およそ見当の違つたものになつて来やしないか、こんなんです。問題は、一体政府はどう考へておられるのですか、そ

の点を伺いたい。

○増田國務大臣 ただいま政府委員からお答え申し上げましたのは、開発局が行う直轄事業だけについて申し上げたのでありまして、御質問がなかつたからお答えしなかつたのであります。

が、今の水産施設のごときは補助費として三億支出いたしております。また土地改良につきましても七億、開拓関係につきましても七億と申し上げましたが、さらに六億の補助事業がございます。すなわち地方自治事務として行

う、北海道公選知事が行う仕事は相当ございまして、その中で補助費が六億行くわけでありまして、それから土地改良関係は、お説のごとく相当力を入れる必要があると思ひます。これは先ほど政府委員は五億と申し上げましたが、自治事務として行うところの小規模の土地改良につきましても、三億一千万円の補助費を出しております。

でありますから合計いたしますと土地改良関係は八億五千万、山林関係は、これは先ほど申し上げませんでした、全部補助費として参りまして、二億参つております。もつとも御承知のごとく、北海道は国有林野が相当多いのであります。これは営林局が所管して

おりますが、これにもやはり相当多額の経費が参つております。水産関係、開拓関係を含みますと十三億になります。相当多額でございます。もとより建設関係が相当の部分を含めて

ありますのは、開発というものは道路から始まる、また河川がときどき洪水を起して、せつかく改良された土地を流してしまふ、あるいは冠水さしてしまふ。これではもうおしまいなんです

から、河川改修費というものは、井上

さんの重点を置いていらつしやる農林水産関係にはやはり重要なのでありまして、これは直接至大な関係があるといふうにお考えを願ひたいのであります。

○井上良二君 そういふうくつて申しますならば、国の政治があらゆるものに関連を持つことは申すまでもないこととあります。今私の質問いたして

おりますのは、この開発局ができた後、どうしても建設省の出張機関としての役割が非常に動いて、実際は農林水産関係のものが、十分な活動がでない結果になりはしないか、この予算

関係の配分を見てそういうことがあり得るのです。現実にはその点を伺ひたいのです。現実にはその点を伺ひたいのです。現実にはその点を伺ひたいのです。

○増田國務大臣 これは開発庁の開発局としましては、井上さんが委員をしていらつしやる農林関係からも、あるいは建設関係からも、運輸関係からも、特に北海道ではたくさん金を支出して

いたしたいのです。そこで従来の比例から見ますと、結局建設関係が額においては一番多いのであります。農林関係も額においてはこれに次ぐもので

あります。さらに運輸関係は第三位であるといふことは御承知の通りであります。農林関係全体が、国全体として公

共事業費を相当とつておりますが、その中で農林省としては相当に奮発をされてお

り、建設関係においても北海道

には相当奮発をいたしておりますが、まず国全体の公共事業費の調和をあまり破ることはできないのでありまして、われわれといひましては、北海道では十二分に農林水産関係は奮発してございまして、どうぞその点は御心配をなさらないようにお願いしたいと思ひます。

なお開発局には部を四つつくりまして建設部、あなたの御指摘の農林水産部、それから港務部、営繕部とあります。それ、その部がもとより連絡をとつて仕事を必要がございまして、独立の部を設けてあるといふのも、農林水産を重んじておるからでござい

ます。○井上良二君 問題はいろいろ新しい法律をつくつて、北海道の開発を能率的にやつて行こうというのですが、実際の法律は、今まで北海道の開発をやつて来て、こういうことをしなければ北海道の開発が非常に非能率でうま

く行かない、そこでこういうふうな開発局をつくつた方がよいという、事務的な一つの必要性から起つたのか、あるいはまた実際は北海道の開発を飛躍的に進めることによつて、これだけの

プラスがあるという、一つの大きなねらいを持つて書かれておるか、どつちかといふことです。そこで問題は、そのプラスがあるといふことを、かりにわれわれが納得するといひましたも、問題は具体的な、たとえばこれを

つくることで、今までやつておるよりもうこゝろ利益があるのだといふことを、具体的に明示を願ひたいと思

う。○増田國務大臣 これは昨日以来私が

る申し上げたところによつて、御了

解を願ひたいと思ふのであります。要するに国策としてやらなければならぬ

ことである。もとより従来といへども国策としてやつておりましたが、ただしかながらある一部分を公選知事に委任したような点もあり、また政府が直接やつておるような点もある。そのことは非常に法制的に見ましても不明確であります。そこで総合開発を現地に

においてつかさどる機関はたくさんございまして、開発局といふものを國の機関としてつくつて、皆様の総力を北海道へ注いでいただく。これは必ず私は願ひます。現に開発局が皆さんの議決によつて去年できて、その結果

がどうでありますか。歳出の特色は北海道開発費にありといふくらいでござい

ます。すなわち公共事業費全体は一割しかふえなかつたけれども、北海道の開発費は皆様の、ことに北海道選出の国会議員の御努力と相まちまして八

〇%もふえておるのであります。たとへば港灣の堤防を百間つくる、た

と百八十間、あるいはあの岸壁が二百メートルできるところを三百八十メー

トルよけいできるわけでありまして、これほど顕著なききめはない、これから後まづ、このききめは顕著になる

といふふうな御了解を願つて、御協力を切に願ひます。ゆえんであります。

○井上良二君 それは効果が発揮され、かつそういう実際の利益が上るといふものならば、何ゆゑに政府は今

までこれを提案をしなかつたか。自由党内閣ができてから一休何年になるのです。

○増田國務大臣 これは先ほど鈴木君にお答え申し上げました通り、私は

自分の乏しい経験からも、特に熱情と信念を持つて、北海道の開発をしな

くてはならぬと考へておつたのでありまして、私どもが二十三年十月、皆様から引受けて政局を担当するやいな

や、このことは具体化したのであります。すなわち二十四年の四月に閣議決定が行われまして、今から三年前で

ありますが、北海道開発審議会というものを設置いたして、鋭意この開発機構の整備充実については勉強をし、努力

して参つたのであります。それが実を結んだのが去年であります。そこでい

よいよききめがあるから、これは開発局をつくつて、飛躍的な開発を北海道民のために、また全日本八千万同胞のためにやろう、こういうわけ

でございます。○井上良二君 ところで参りますとそれはもうまかつた売り言葉に買い言葉の議論になつてしまひます。われわれはこの委員会でもたび／＼問題になつております通り、今までは農林、水産関係の開発におきましても、北海道庁に委任をして事業をやらして、また事実上そういう事業計画をもつて事業執行の上に何ら支障はないわけでありま

す。特別な支障があるといふことなら

これは別ですが、特別な支障のない限りは、あくまで地方自治制の確立に同

つて政府は力を注ぐべきである。その力を全然注がず、ただ一方的天くだり

的に、わしらが判をつかねばどうにもならぬといふことを、あなたは方々の演

説でもいふ言つておるそうだが、

そういうものの考え方が、この開発計画の中にあります。そういうものの考え

方が、依然として官僚的な政治を強行して行こうといふような印象を國民に与

えますよ。ほんとうに出先機関を整理して、地方自治をできるだけ育てて行こうという考え方が一方に政府にあるのであります。それとこれとはまったく正反対の問題であります。そこに問題の根拠がある。その点についてあなた方内閣として、国務大臣として、この地方自治の要諦についてどうお考えになりますか。その意見を一べん伺いましょう。

○増田国務大臣 きのう鈴木委員にお答えするときに、あなたがいらつしやうなかつたのは非常に残念であります。が、重ねて私はお答えを申し上げます。

われ／＼は、この国の直轄事業を国の機関でやろうというだけなのです。従来やつておつたのであります。従来は北海道庁長官という国の機関がやつておつたのです。ところがその国の機関は——たとえばあなたがまさか東北農地局を廃止しろとか、あるいは九州農地局を廃止しろという御意見ではないと私は思つておりますが、いかがでございますか。そうであるならば、内地と同様にしろ、しかし北海道は特殊性があるから、農地局と建設局と港湾建設事務所を一緒にやろう。先ほど松岡さんの御指摘になつた方向を、全部満足させるわけではありませんが、その方向に向つておるのであります。農地局の廃止を主張されないならば、農地局をほんとうにつくろうとする場合に、あなたが賛成されないはずはないのであります。どうも合点がいきます。それから判云々とおつしやいます。私はそんな足も上げておりませんから、その足をとられる必要もないのであります。

○江花委員長代理 井上君に申し上げますが、御質疑の相当時間がもう切れております。重複にならないようにお願いいたします。

○井上夏二君 そうすると最後に伺つておきたいのですが、特に農林、水産関係のように、一般的に道路、港湾河川等の建設事業と、まったくその性質を異にします目的を持ちます公共事業を、特に道庁にやらして悪いという、何か民選知事になりましてから後に、実際の上でぐあいの悪い点がありますか。それを明確に承りたい。

○増田国務大臣 この点も鈴木君が御質問になりました。私がお答えしたのであります。従来道庁長官は国の機関であつたら、たとえば事業分庫から申しますと——あなたが建設関係に相当重点がかかつておられるらしい、建設重点になりはせぬかという御質問の通り、北海道で直轄事業としてやつておるのは、ただいま道路関係で申しますと、十四億三千万円です。それに補助費を加えますと十六億です。しかるに内地全体はどうかという五十億、四十五億、都府県が五十億にすぎない。一府県は一億一千万円です。その顯著なコントラストの例はあの隣の青森です。青森はわずかに八千万円くらいです。岩手県を四つ加えると北海道になります。岩手県は日本一の面積のある県であります。また未開殖後進県であります。このことは岩手県の方目身でございまして、この九千万円くらゐしか道路に使わない。しかるに北海道は一道で十六億である。岩手の四倍ちよつとであるならば、大体

四、九の三十六で四億くらいであらうというところが、その四億の四倍の十六億である。直轄事業費は十四億であつて、東北地建並びに九州地建の直轄事業費よりもまだ多い。すなわち東北地建と九州地建を加えますと、県にいたしますと、おそらく十幾つになると思ひますが、それと北海道の直轄事業費を比べてみると、——補助事業費は別として、直轄事業費だけを見ても、十数府県分よりは多いのであります。こういうのを国の機関をつくつてやつて、ほんとうに道正に執行できる。だから従来は国の機関たる長官がやつておつたのであります。現在も知事が指揮監督をいたしますが、地方事務官等は国の機関です。総理府の役人でありまして。総理府の役人三千数百名がやつておるのである。但し政府との連絡はどうかといふと、従来は国の機関でありまして東京に半年おつたのであります。そして北海道庁の出張所もあり、道庁長官というものは必ず政府委員であつて、歳出部面として、北海道開発費については、去年は歳入部面の減税と相まつて、二大特色であると思つております。その歳出部面の特徴である北海道開発費を、国民の代表者である国会の指定する御意向に従つて、道正に執行せねばならぬ、そういう意味で政府委員にいたしておるのである。ところが公選知事を政府委員にするかどうか、これは法制上非常な疑問が私はあると思つております。現在ではできません。要するに各種の不便がたかさんあるということとを、私はどうか皆様の御了解をお願いしたいと思います。そこでせんだつても

淺沼君にも申したのですが、社会党が政権を担当されても、必ずこの改革はされましよう。井上さんが先ほどお過ぎるじやないかというおしかりをなさつたほど、改革をされると私は確信をいたしております。

○江花委員長代理 岡田春夫君。

○岡田春夫君 二、三の点について簡明に御答弁願ひたいと思つたのですが、まず第一に、これはきのう鈴木委員からも質問があつたのですが、あまり明確な御答弁ではなかつたようで、再度御答弁を願ひたいと思ひますが、このような開発法の一部改正をやる場合に、当然憲法上の規定からいつて、住民投票をやるべきであるとわれ／＼は解釈せざるを得ない。これについてはどのように建設大臣、開発庁長官の増田さんはお考えになつておるか、この点からお伺ひしたい。

○増田国務大臣 法学の権威である鈴木委員が、これは自分は確信を持つてはままだ言えない、研究過程にあるし何だけれどもというような前提をされて、良心的な御質問をなさつたので、その御質問をなさる前提として、確信がやはりありにならないの、すなわち、憲法九十五条には触れないといふことではあります。それに対しては、一地方の利害ではないという問題を、私は前提を三つ置いてる御説明をいたしました。明確にいたしたつもりであります。岡田さんもしらつしやつたと思ひますが、さらに繰返して申し上げますと、地方公共団体に委任した事務ではないのであります。しからば公共団体の執行機関の首長である知事に委任したかどうか、これも不明瞭であります。だから鈴木さんも、まだ

確信を持つてまでは至らない、こうおつしやつておるわけでありまして、知事に委任していい。もし知事に委任したとすれば、更員を使つて知事に委任された事務を行うということになる。しかるに、公共団体の更員を使つて、これらの国の事業を行つておるわけではありません。総理府の役人が道庁におつて、そして国の行政事務をやつておるのであります。でありますから、知事に委任したわけでもない。しからば事務は委任しないことはわかたれども、何を委任したか、役人の指揮監督をある程度委任してあるらしいのであります。しからば役人の指揮監督を全然委任したか、そうでないものであります。たとえば港湾建設について、運輸省の港湾局長の首長である運輸大臣が、小樽の港湾建設事務所をやはり指揮しております。でありますから、指揮監督が併存的関係にある、まったく変態的な関係でありまして、要するにこういふことは形式的に——私はきのうまず論じまして、国政については国務大臣が連帯して責任を負わなくてはならない、悪いことをすれば国会において不信任を受け辞職する、こういう立場から見ても、何だか執行についての指揮監督が、半分あるような、ないようなや／＼した関係で、しかも知事が不適当なる執行をした場合に、行政監察委員会に呼ばれるかもしれないけれども、あらゆる委員会へ出て答弁責任があるのやらないのやらわからない。しかもわれわれが自分の直接の部下のごとく、知事を指揮監督もできない。まったく不明瞭な関係に置かれてゐる。しかも建設費から申しまして、中国、四国の

建設局並びに東北建設局の直轄事業よりも、さらに数倍の費用を、北海道の知事にある程度指揮監督をゆだねたその下の地方官、地方事務官がやつておる。まづたつた法学的に見ても私はわからぬのであります。そこで責任の所在を明確にするという意味からも、この際こういうふうな機構を明確化する必要がある、こうかたかく信じまして、鈴木委員にもお答えをいたした次第であります。

○岡田春夫君 今増田さんのお話で行くと、非常に不明確ではあるが、一部分として北海道の知事に権限を委任した部分もある、指揮監督をする点において権限が委任されておる、権限を持つてゐる点もあるということだけは事実である。少くとも北海道という、地方公共団体の長が、あるいは地方公共団体が全体として持つてゐる権限の中に、今認められたような権限があつたということが現状であるとする場合に、この現状から北海道開発法の一部改正法案によつてその権限を奪うということになるならば、当然これはやはり北海道の地方公共団体の権限をそれだけ喪失せしめる。その点から考えるならば、当然地方自治の本旨に反する結果を招いてゐるといわざるを得ないと思う。おそろくあなたの昨日の御答弁によつても明らかになつてゐる……

〔発言する者あり〕

○江花委員長代理 御静粛に願います。

○岡田春夫君 よく聞きたまえ。それでおそろくこの北海道開発法が、先ほどあなたの言われたように、初めて制定されたときにおいても、北海道開発法それ自体が、憲法九十五条の適用に

抵触する部分があるのではないかという点、その当時においても論議としてかわされておるのであります。このときあなた御自身の答弁の中に、こういうことを言つておる。たとえ北海道の地方公共団体の長に對して、特別にその権限を付与したり、もしくは剝奪するようなものである。従つて北海道開発法は、中央において開発庁ができるけれども、地方公共団体の北海道の知事に對して、何らの権限の増減を与えるものでないから、これは決して地方公共団体のいわゆる地方自治の本旨に反するものではない、こういう意味での説明をされておるのであります。(その通り)この点はその通りと言つて、ただいま自由党の諸君が賛成された通りなものであります。この通りのところから、今度改正法によつて、その通りでない権限を奪うようなことをするから、憲法違反だ、こういうのです。(ノー)「そうじゃないか。権限を奪うことになるといふことを言つてゐるじやないか。だからこれは憲法違反ではないか」といふのです。自由党の諸君がはつきり認めてゐるじやないか。

○増田國務大臣 北海道開発法というものが、去年は住民投票でも何でもなかつたのです。その一部改正でありまふ。それからたとえば戸籍事務なんかは、公共団体に委任した国の事務でないことは明瞭であります。しからば公共団体の首長である市町村長に委任したか。これは市町村長に委任してある。しかし戸籍事務を今度は戸籍役場というものを別につくつてやるという場合に、その市なりその町なり、あるいはその道なりが住民投票をすると官

つたら、なるほど風が吹けば桶屋がもうかるというように、日本国に起るあらゆる現象は何らかの形において關係はありますが、地方公共団体の利害とは、そんなに間接的關係のものまでを、さすものではないのであります。

○岡田春夫君 昨年住民投票をやらなかつたことは私もよくわかつてゐる。あなたに何れもわかつてゐる。それだから住民投票を行わないような法律の中から、そういうような形で出している北海道の知事の権限を奪うからして、住民投票の必要があるのだ、こういうことを私は言いたいのです。それでその点についてはまたあとで——二十分しかないから、あまり質問できませんけれども、今度のこの改正法によつて、おそろくその他の關係法規——北海道にたとえば北海道道路關係の法律なんかもあるのですが、そういう關係の特例で、当然これは改廃をして来なければならぬものがあるはずであります。例をあげて申し上げると、地方財政法にもあるのですが、地方財政法の特例によつて、北海道の開発その他に關しては、これは別に扱うという点が出てゐる。このようにならぬ幾多の法律の改廃を行わなければならない問題が、續いて起つて来ると思ふのですが、この点についてはいかにようにお考えになつておるか。

○増田國務大臣 あくまで住民投票に關係のないということは、もう一つ例を申しますと、たとえば北海道における海運局長に、ある仕事の、そのごく一部分を委任した場合に、今度は北海道にある警務局長にまかせようか、こういうたような場合には、自治団体から北海道民に何ら影響がないのです。そ

ういうふうな意味にせひともおとりを願ひたいのであります。それから北海道關係のあらゆる法規について一應検討いたしました。現在のところは直す必要はございません。将来事態の要求がございましたらば、その要求に基づいて善処をいたしたいと思つております。

○岡田春夫君 われ／＼の見るところでは、この北海道開発法の一部改正法案によつて、当然抵触をいたして参ります法規關係が、大体二十ぐらゐ出て来るのじやないかと思ふのであります。それほど住民に關係のある法律である。先ほど海運局の事務をどういふにする、こういうようにすると言われたのは、行政事務の問題であつて、まさか増田さんともあろう人が、行政のそういう問題と一緒にして、意識的にそういうことをお話になるとは私は考えないけれども、増田さんのそういうような答弁に對しては、これ以上触れてゐる時間がありませんから、この程度にいたします。

續いて、先ほど井上議員から御質問になり、御答弁があつたのですが、公共事業費の支弁にかゝる国の直轄の事業、これは主として開発局で行うことになるわけなんです、そうして参りますと、國費の中でこれ以外に、従来北海道庁に實際の仕事をしておつた部分で、今度は開発局ができたために、こちらの方に仕事に移つてしまつて、残りの、北海道庁に對する開発關係の經費は、全然國の經費として渡らないことになつてしまふかどうか。

補助費は従来通りにちつとも変更しないのであります。直轄の分だけを開発局で扱うのであります。その金額を申しますと、開発局扱い分が総合計五十億、従来通り北海道へ補助費で参りますものが、三十九億ぐらゐになるわけでありまふ。

○岡田(春)委員 とにかく今の御答弁ではつきりした点なのであります。昨日も増田大臣が答弁をいたして参りましたが、本来國の要すべき經費は、当然今度は開発局でやるのが建前である、そういうように御答弁なされた。ところがもしそういう建前を通して行くとするならば、当然國の關係の經費というものは、全部開発局でやらなければならぬにかかわらず、従来北海道で行われた一部分がそのまま残つておる。そうすると、その結果として現われて来るものは、当然役所をもう一つよけいにつくつたという結果にしかならない。先ほど小平君からも、結局官僚の機構いじりになつてしまふんじゃないかという意見があつたのであります。あなたがあなた自身がもしここで本筋を通して行くとするならば、なぜこのところをすつくり削切つていないのか。しかも先ほど井上議員から話があつたように、農林省の森林關係については、警務局なりその他はそのままになつておる。治山治水の点から行なうならば、北海道は森林を離して開発ができるなどとは考えられないはずである。そうならば、当然これは一本にして——もしあなたがやりになるうとする意見で、そのまゝ通されるとするならば、一本でやれるような機構をつくらなければならぬにかかわらず、ここでは自由党の内部対立をその

まま暴露した形で、営林局と開発局をつくる、こういう形で官僚の機構いじりをするのか。(発言する者あり) 増田さんはかつて知事時代からも御存じのように、増田さんの時代には北海道長官だったのだが、そのころから北海道の開発は総合的に一元的にやらなければならぬという事になった。あなたも十分御承知のように、中央官は絶対北海道から権限を奪おうとしたことに対して、その増田長官は絶対反対をして来た。その反対をして来た増田長官が、今度は中央官僚の上に乗つかつて分割に賛成するという趣旨がわれ／＼にはわからない。その点をひとつ明らかにしていただきたい。

○増田長官 長官と知事との違いは私もわかつております。しかし実際にこれを施行する場合において、北海道長官であつた増田さんは、少くとも北海道における地方費とその当時の拓殖費とが一元的に経営されることが望ましいという事を言われているはずなんです。うそだと思つたら、私は例をあげて申し上げますが、あなたは昭和二十二年の一月ごろは北海道長官をやつておられた。そのころに北海道の議会において、これは一元的に運営して、北海道庁を中心の一元的に運営し、もつて総合開発の万全をはかられたいという決議をいたしました。これに対して長官として所見を述べられて、そのように努力したいと言つておる。それを今になつてのこととらに——戦争は二十年に終つたのですよ。ところが二十二年の話をしておる。

〔発言する者あり〕

○江花委員長代理 質疑を続行してください。御静粛に願います。

○岡田審判官 ともかくこのようにして、二十二年の増田長官はこれに反対をしたが、二十六年の建設大臣たる増田大臣は、中央官僚の言うことを聞いて、これに賛成をする、こういう結果になつて来ている。そればかりじゃありません。岡田次長は二十二年の六月五日のころには、次の長官であつたはずである。ここにはなほおつきり書いてある。北海道の行政はあげて北海道庁に完全に委任して、しかも強力かつ総合的に運営する方法をとる云々と書いて、これに対して賛成の意見を述べられておる。にもかかわらず、今ここでことさらにこれに対して反対をするといふような意見を出されることは、自由党の諸君が今言つておられるように、遂に君子豹変をされたのかどうか、この点をひとつ聞かしていただきたい。

○増田長官 岡田さんにお答え申し上げます。もうこの問題に対しては、これきりお答えいたさないつもりです。ほかの問題についての御質問でしたら幾らでもお答えします。簡単に申し上げます。私がそういう主張をしたのは、北海道知事増田甲子七ではございません。北海道長官増田甲子七の主張であります。

○江花委員長代理 岡田君に申し上げます。時間は切れておりますが、何かとつておきのいい御質問であればお許しいたします。

○岡田審判官 一つはおきのことをやります。先ほどから増田かつての長官は、大部苦しいように……。あの当時の北海道長官というものは、行政上の長官としての任務があると同時に、自治体の長としての任務もあつた。その二つの上に立つて、両方が一本にならなければならぬという事を言つておつた。あなたが北海道議会で、この答弁をされたというのは、行政長官として答弁したはずではない、北海道知事として、自治体の長としての答弁をしたはずなんです。そのときに北海道議会において、自治体においてこれは地方費と国費を一括にしなければならぬと、行政上の点はあつても北海道は、一本にしてもらなければならぬと、昨日の答弁を聞いておると、八十年前に返さなければならぬ、八十年にニズムが今行われようとしている。しかもこのように国の行政を全部こういう形でやろうという様なことは、あなた御自身の官憲知事の方がいいという官憲思想の現われだ、この点を明らかにしてもらいたい。ともかくもこういうことをやつて、官僚の上に乗りよつて、今フアンズムが北海道に行われようとしている点を、一言だけお尋ね申し上げます。

○増田長官 私は八十年前に返せと言つたものではありません。鈴木委員が、八十年來の慣行は非常によろしい、この八十年來の慣行を増田は破ろうとするのか、こう御質問になります。それから、むしろ八十年來の慣行——八十年前ではありません。七十九年、七十八年という明治、大正、昭和、しこうして昭和二十二年四月までやつておつたこの方向へ返すというだけあります。

それから北海道長官は、御承知のとく、国の行政が大部分であります。八割以上やつておる。兼ねて地方自治をやつておつたのであつて、長野県知事や福岡県知事とは違ふのであります。ところが地方自治法をつくるときに、二割しか仕事をしないところの地方自治の首長である知事に漫然まかせた、このことについて、われ／＼はもう少し勉強すべきでありましたが、四年間の経験にかんがみて、改めた方がよろしいという結論になりました。おそくはありましたけれども、今回総合開発機構をつくらうとするものであります。

○江花委員長代理 門司亮君。○門司亮君 私は質問に入ります。前には、一応委員長の意見を伺つておきたいと思ひます。それは大蔵並びに地方行政委員会から合同の審査が申し込まれております。それがここに否定されております。しかしこの審査の要求をいたしましたのは、おの／＼の委員会の総合された一つの意見であります。従つてその意見は、やはり当該委員会に、委員長から正式に、申込みは受けたが、これを拒否するという旨を通知されて、そして委員各位の納得を得る必要があると思ひます。私は地方行政委員会にありますが、今日幸ひここに参つておりましたので、委員外の発言の通告ができたのでありますが、おそれる委員の中には、そういう会議が開かれるならば、まだ十分開きたたしておきたいと思はれる方が相当であると私は思ひます。それらの委員の意見というのは、まったく抹殺されたということになる。これは委員会の將來の運営の上において、非常に大きな問題だと思ふ。ただ一方的にこれをきめて、一方の申込みを受けた委員会には何らの通告をしない、そして議事をあげてしまふということ、私は將來の議事の運営の上には暗影を投ずるものと思ふ。この点に対して委員長はどういうふうにお考えになるか。委員会の総意の意見で合同審査を申し込みまして、おの／＼が開きたたすべきことを聞きたださうとする。この議員の持つておる権限というもの、一方的に制約されることになるのであります。この点に対して委員長はどういうふうにお考えになりますか。

○江花委員長代理 お答えいたします。今のお話ごもつともでございます。なるべく各方面と連絡すべきものは連絡をして、慎重審議をするのが建前であります。しかし場合によつては

行政委員会から合同の審査が申し込まれております。それがここに否定されております。しかしこの審査の要求をいたしましたのは、おの／＼の委員会の総合された一つの意見であります。従つてその意見は、やはり当該委員会に、委員長から正式に、申込みは受けたが、これを拒否するという旨を通知されて、そして委員各位の納得を得る必要があると思ひます。私は地方行政委員会にありますが、今日幸ひここに参つておりましたので、委員外の発言の通告ができたのでありますが、おそれる委員の中には、そういう会議が開かれるならば、まだ十分開きたたしておきたいと思はれる方が相当であると私は思ひます。それらの委員の意見というのは、まったく抹殺されたということになる。これは委員会の將來の運営の上において、非常に大きな問題だと思ふ。ただ一方的にこれをきめて、一方の申込みを受けた委員会には何らの通告をしない、そして議事をあげてしまふということ、私は將來の議事の運営の上には暗影を投ずるものと思ふ。この点に対して委員長はどういうふうにお考えになるか。委員会の総意の意見で合同審査を申し込みまして、おの／＼が開きたたすべきことを聞きたださうとする。この議員の持つておる権限というもの、一方的に制約されることになるのであります。この点に対して委員長はどういうふうにお考えになりますか。

そういうことのないで終る場合もあることも、これも実際われ／＼の経験するところであります。しかも先ほど御承知の通り、委員の方にお諮りしたところが、内閣委員会としてはその必要なしという御賛同を得ましたので、そういう決定をいたしました次第ですから、御趣旨のほどはよく存じ、その通りであると考えます。——御質疑を願います。

○門司亮君 委員長がもしそういう意見であるとするならば、将来この問題は悪例となる一つの慣例を残すことになると思ふ。要するに多数の横暴がここにはつきり現われておる。しかもそれ／＼の委員会の中には、やはり自由党の諸君もお入りになつております。自由党の方々にも、やはりお聞きになりたいところがあると思ふ。これをこの委員会が単独に決定して、相手方の委員会に発言の機会を与えないというふうな処置に対しては、私も是非に不満を持つております。

そこで私が質問をいたしたいと思ひますことは、いろいろ質問がされておりますので、すでに私の聞くこともあるいは重複するかと思ひますが、地方自治法の百五十八条の末尾に書いてありますいわゆる都道府県の固有の事務として、必置部として設けなければならぬものの中に、道のところに開拓部というのがあるであります。そして開拓部は、「開拓及び入植に関する事項」という明らかに書いてございます。従つてなるほど発と拓と一字、字は違つておりますが、しかしこの道の固有の事務として必置部として設けられておりますと、今の開拓局との關係を私はお聞きしたいと思ひます。

す。これはおそらく北海道開拓に關する法令が出まして、そうして先ほど増田さんは、これが今日までに北海道知事に大体委任したようななしな、一向わからぬようなことになつておるといふようなお話でございまして、たゞ、たゞ監督権がありましようとも、これを与えたいといふことは、地方自治法百五十八条の規定に基いて、北海道においては開拓入植事業は必置部として設けなければならぬ規定になつておりますので、おそらくこれが相当反映して現在のような状態になつておると、一応解釈するのであります。従つて当局はこの地方自治法の關係と現在の開拓法との關係、さらにこれが將來における事業の内容等が、どれだけ違ふものであるかといふことを明らかにしてお示し願ひたい。

○増田國務大臣 開拓部というものは、もとより自治法によつて命令されておりました、北海道においては置かなくてはならぬとして、現在置いております。しこうして將來置くかどうか、もとより置きます。先ほど予算部面からも御説明申し上げました通り、開拓事業費は十三億ございするが、直轄事業、たとえば直轄開墾といふものを内地において方々でやつておりますが、大規模の開墾は七億ばかりで、これは開拓局でやります。小規模の開墾あるいは入植事務その他がございまして、そういうものは自治事務でございまして、これが六億ございまして、補助費でやります。この補助費が北海道から出て来るものの北海道本来の負担分と合算して、相当の額の開拓事業費が、道の自治事務としても行われるわけでございます。

○門司亮君 もう一つ……。従ひましてその事業の内容を一体どこで線を引かれるかといふことであります。私が心配いたしますのは、もし北海道の開拓が狭断でおやりになる——狭断といふと多少語弊があるかもしれせんが、一応国の計画に基いておやりになることが、もし道の知事の考えておられます開拓事業と相反するようなことがありますれば、私は非常に大きな問題を起すと思ふ。これはあくまでも一つの案で開拓をし、あるいは入植を行うといふことが正しい行き方だと思ふ。この点についてもう一応お伺ひしたい。ことに私が増田長官にこの際お伺ひしておきたいと思ふことは、先ほど鈴木さんの御質問に対する御答弁で、利根川あるいはその他の事業は、やはり国でやることかと思ふ。それから、こゝろの趣旨の御答弁があつたのであります。河川改修といふものは、御存じのように、いくつもの府県、いわゆるいくつもの地方公共団体の地域にまたがつておりました、現在の日本の河川法からいいますと、国庫河川であれ、あるいは準河川であれ、市町村河川であれ、さらにその上に行つて行つて砂防工事や都道府県が行うといふふうに、いくつもの形にわかれておりました、そうしてこれら総合的にこれを考える必要があるのじやないかといふような議論が、実は起つておるのであります。従つて都道府県の固有の事務ではありまするが、しかし多くの公共団体にまたがつておりましたから、これを利根川開拓といふような一本の法律にまともて行うことがいいのではないかといふことが、私はあ

いう問題の起つた原因だと思ふ、またそういうことになつておると思ふのであります。北海道は何も地方の公共団体がわかれておるわけではありませぬ。あれは一つの地方の公共団体に間違ひはないのであります。従つて地方自治法の百五十八条にありまする通り、開拓及び入植の事業といふものは、やはり一本にまともて行うことが地方自治の本来であり、また地方自治を強化する最も大きなゆゑんでもあり、ことに国と地方とを通ずる事務の円滑なる遂行のためにも、そうすることかいいと考へるのであります。これに對しての御答弁を伺ひたい。

○増田國務大臣 直轄と補助とはどういふ關係で違ふか、これは事業々々で違ふものであります。要するに大規模で国で全額でやつてもならなければならぬものだけをやるのであります。北海道でやるというものは、われ／＼はこちらから遠慮いたしまして、向うでやつてくださるならばけっこうなものでして、こちらは補助だけをやる、しかしながら補助費につきましても、それぞれに箇所をこちらで査定いたしまして、こゝろは補助でやつてくれといふことを向うで申し出てもらうならば、非常にありがたいのであります。大体は全額でやつてくれといふことの方が多いのです。これら全額でやつてくれといふのは直轄開拓事業になりまして、国でやる、われ／＼がやるうとすゝめるのは内地以上を絶対に出でておりませぬ。利根川開拓の問題はしばらく別といたしまして、たとえば印旛沼の開拓事業、これは国営事業である、そういうようなのを北海道でやるだけなのであります。あるいは福島県の矢吹

ヶ原の国営開墾、これを北海道でやるだけで、この矢吹ヶ原の国営開墾はだれがやつておるか、福島県知事がやつておるわけではありませぬ。仙台の農地局でやつておるのではありません。それだけのことをやるのにすぎませぬ。でありますから補助事業といふのは半額補助するだけであります。北海道税で負担する、北海道がまた半額くらい出していただきまして、そうして開墾入植事業をやつてくださるのであります。われ／＼は感謝こそすれ、こちらから入つて行つて何でも全額やるなんといふことは絶対にいたしません。皆様がどう／＼予算を議決してもらひまして、何でもかんでも北海道は全部やるのだ、もう地方は全部やらぬといふよりも、北海道は喜ぶかもしれませぬが、われ／＼は向うがやりたいという事業に絶対に入つては参らないのであります。それから利根川開墾云々——どうも開拓局という名前をつけたから、ちよつと現状をおそろしくかえるのじやないかといふ誤解があるやうでございしますが、現在直轄事業として矢吹ヶ原の開墾をしており、それが東北農地局である、そういうようなことを北海道の開拓局がやるにすぎないのであります。

○門司亮君 私はどうも大臣の答弁をそのまま受取るわけに参らぬのであります。それから、私の聞いておりますこの開拓事業と、大臣のお考えになつておる開拓事業といふものが——利害が反するといふと少し失礼かもしれませんが、ものの考え方が違つた場合には非常になだをこしらへると思ふ。第開拓といふものの中には、やはり北海道の知事の考へておりますものを

対しましては、国の仕事であるかもしれませんが、地方公共団体はこれに対して一銭も補助を受けておりません。

われ／＼は戸籍事務は国の事務であるから、地方公共団体に補助をしてもらいたいということを言っておるのに、それを聞いてくれません。今増田さんは国の事務だと言われたが、われ／＼も国の事務だと考える。従つてこれは

国の事務が地方に委任されておる大きな事務であるから、その費用を地方公共団体にだしてくれと言つておるのに、出してくれなかつたじやありませんか。それは増田さんの詭弁だと思

う。それをここに取上げて、戸籍事務に對比して、これは国の事務であるとかないと言われるのは私はどうかと思ふ。そんなことは増田さんもおわかりだと思ふ。われ／＼はそういうこま

かい議論をしておるのではない。従つて私は、ただそういう法的な措置をとられたかどうかというのを聞いておる、しかもそれが一方的でなかつたかどうかというのを聞いておる。増田

さんが一方的であるというお考えなら、それでいいと思いますが、その点をもう一回はつきりとお聞かせ願ひたいと思ひます。

○増田國務大臣 私に全然地方財政には関係がないと思ふのです。そうすると、いろ／＼な法規、完全法をつくつても、あるいは関係して来るかもしれない。一々地方財政委員会にかけなければならぬでしょう。われ／＼が確信

を持つて、地方財政には全然増減なしに、現在でも北海道の土木部あるいは開拓部で仕事はいたしておりますが、人間も事業も截然と区別されておるのです。そのうち国の直轄事業は、

総理府の役人が現在やつておるから、これはずして総合開発局をつくらう、これだけなんです。

それからあなたは戸籍事務、ついて反駁されましたが、もし地方の負担であるならば、なおさらその隣の村長は、ああよかつたなあといつて喜ぶべきじやないでしょうか。

○門司亮君 そういうくつを言つておるではありません。

○江花委員長代理 門司君に申し上げます。時間は切れておりますが、御熱心さに免じまして、お許しをいたします。

○門司亮君 大臣のお話であります。が、こういう問題を処理せられまするのに、自分だけの独善的な物の考え方で、地方財政に關係がないということをおつしやられても……（発言する者多く、議場騒然、聴取不能）……もし地方財政に多少なりとも關係があるということがわかつた場合には、大臣はどういう責任をおとりになりますか。

○江花委員長代理 門司君に申し上げますが、建設大臣は御答弁されないさうであります。

これにて質疑は終了いたしました。この際お諮りいたします。本案に対する質疑はこれにて終了いたし、明二十八日午前十時より、討論、採決に入ることと賛成の諸君の御起立を願ひます。

〔賛成者起立〕
○江花委員長代理 起立多数。よつてさよう決しました。
本日はこれにて散会いたします。
午後五時四十六分散会

昭和二十六年六月七日印刷

昭和二十六年六月八日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所